

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年十一月七日

○第十七回 参議院會議録第六号

昭和二十八年十一月七日(土曜日)午前
十一時五十一分開議

議事日程 第六号

昭和二十八年十一月七日

午前十時開議

第一 社会保険審査委員長及び同
審査会委員の任命に関する件

第二 日本国における国際連合の
軍隊に対する刑事裁判権の行使
に関する議定書の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障条約第三条に基
く行政協定に伴う刑事特別法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 日本国における国際連合の
軍隊に対する刑事裁判権の行使
に関する議定書の実施に伴う刑
事特別法案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第五 市町村農業委員会の委員及
び都道府県農業委員会の委員の
任期延長に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付) (委員長報告)

第六 奄美群島の復帰に伴う法令
の適用の暫定措置等に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号

第七 愛知県大治村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第八 宮城県塩釜市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第九 長崎県小浜町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一〇 岡山県倉敷市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一一 岡山県三石町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一二 岡山県勝山町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一三 岡山県美作町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一四 岡山県備前町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一五 岡山県高梁町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一六 岡山県美川、木山阿村の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第一七 岡山県大崎村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一八 岡山県伊里町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一九 岡山県玉島市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二〇 岡山県宇治町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二一 岡山県手取町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二二 岡山県邑久町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二三 岡山県笠岡市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二四 栃木県宇都宮市の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第二五 静岡県富士宮市外二箇市
町の地域給に関する請願 (委員長報告)

第二六 岡山県吉永町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二七 岡山県山陽町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二八 岡山県雄神村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二九 埼玉県原市市場村の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第三〇 岡山県西大寺市の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第三一 愛知県西枇杷島町の地域
給に関する請願 (委員長報告)

第三二 岡山県高倉村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三三 愛媛県豊岡村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三四 熊本市の地域給に関する
請願 (委員長報告)

第三五 熊本県玉名町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三六 熊本県大津町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三七 熊本県宇土町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三八 熊本県山鹿町周辺地域の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第三九 熊本県大森村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四〇 大分県八坂村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四一 静岡県曾我村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四二 秋田県船形港町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第四三 岡山県湯原町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四四 岡山県郷内村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四五 栃木県阿久津町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第四六 福島県の地域給に関する
請願 (委員長報告)

第四七 国家公務員に対する寒冷
手当及び石炭手当の支給に関
する法律中一部改正の請願(二
件) (委員長報告)

第四八 寒冷手当等に関する請
願 (委員長報告)

第四九 茨城県水戸市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五〇 千葉県豊海町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五一 愛知県御油町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五二 愛知県御津町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五三 愛知県新城町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五四 愛知県稲武町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五五 愛知県神戶村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五六 愛知県高井村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五七 愛知県大塚村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五八 愛知県伊良湖村の地域
給に関する請願 (委員長報告)

第五九 愛知県泉村の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第六〇 静岡県伊豆長岡町外二箇
町の地域給に関する請願 (委員長報告)

第六一 埼玉県豊岡町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六二 埼玉県片柳村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六三 長崎県北高来郡の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第六四 茨城県鉾田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六五 茨城県牛久村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六六 千葉県金田村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六七 岐阜県高山市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第六八 三重県木曽村の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第六九 福岡県泉村の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第七〇 長崎市の地域給に関する
請願 (委員長報告)

第七一 鹿児島市の地域給に関す
る請願 (委員長報告)

第七二 大分県竹田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第七三 岐阜県神戸町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

- 第七四 岐阜県陶町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第七五 茨城県潮来町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第七六 秋田県の新屋手当に關する請願 (委員長報告)
- 第七七 茨城県大宮町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第七八 茨城県谷田郡町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 静岡県富士宮市の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 静岡県島田市の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八一 奈良県二上村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八二 岡山県瀬戸町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八三 神奈川県厚木村外七箇村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八四 秋田県大湯町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八五 秋田県小坂町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八六 秋田県錦木村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八七 岐阜県大八賀村外八箇村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八八 広島県呉市旧軍施設返還に關する請願 (委員長報告)
- 第八九 岡山県日本原旧陸軍演習場接収反対に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇 未帰還留同胞引揚促進等に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第九一 岡山県日本原旧陸軍演習場松下げに關する請願 (委員長報告)
- 第九二 兵庫県尼崎港を開港場に指定するの請願 (委員長報告)
- 第九三 冷害地課税の特別措置に關する請願 (委員長報告)
- 第九四 へき地教育振興促進に關する請願 (委員長報告)
- 九五 へき地教育振興に關する請願 (委員長報告)
- 第九六 戦傷病者援護に關する請願(四件) (委員長報告)
- 第九七 新潟県東頸城郡の國民健康保險事業救済に關する請願 (委員長報告)
- 第九八 元満蒙開拓青少年義勇隊員の待遇に關する請願 (委員長報告)
- 第九九 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇〇 社会保険入院料は正に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 元満蒙開拓犠牲者遺族の援護に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 地盤変動による下水道対策の請願 (委員長報告)
- 第一〇三 健康保険療養給付期間延長に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 国立療養所の看護婦増員に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 香川県国立療養所大島青松園整備に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 保育所に對する国庫補助増額の請願 (委員長報告)
- 第一〇八 南方地域戦没軍遺族の援護に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 消費者米価を位置に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 農家の冷害対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一 開拓農家の冷害対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二 新潟県東頸城郡の冷害地編入に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三 兇作対策に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一四 岡山市宮浦地内金上池決壊による災害復旧事業費国庫補助の請願 (委員長報告)
- 第一一五 岡山県小坂郡川ダム、留倉間道路開設に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六 冷害対策に關する請願(四件) (委員長報告)
- 第一一七 農業団体の行方土地改良事業機械化に關する請願 (委員長報告)
- 第一一八 いもち病異常発生に對する緊急措置の請願 (委員長報告)
- 第一一九 昭和二十八年産米対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 国有林野松下げ促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一二一 冷害、凶作対策に關する請願(三件) (委員長報告)
- 第一二二 台風等による被害農家救済対策の請願 (委員長報告)
- 第一二三 凶作緊急対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一二四 ねずみ、こん虫駆除法制定等に關する請願 (委員長報告)
- 第一二五 肥料価格引下げに關する請願 (委員長報告)
- 第一二六 自作農創設維持資金増額に關する請願 (委員長報告)
- 第一二七 冷害対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一二八 林業技術普及事業拡充に關する請願 (委員長報告)
- 第一二九 中白下羽に對する植物防疫法適用等の請願 (委員長報告)
- 第一三〇 台風第十三号による被害農家救済対策の請願(三件) (委員長報告)
- 第一三一 和歌山県下の水害地救済等に關する請願 (委員長報告)
- 第一三二 長崎県江上湾埋立工事費全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第一三三 昭和二十八年産米供出割当の適正化に關する請願 (委員長報告)
- 第一三四 冷害対策に關する特別措置法制定の請願 (委員長報告)
- 第一三五 福島県相馬地方干拓地の電力料等全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第一三六 貯蔵穀物に對する害虫防除対策の請願 (委員長報告)
- 第一三七 鎮毒対策費国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第一三八 岐阜県大垣市三城簡易郵便局昇格に關する請願 (委員長報告)
- 第一三九 茨城県大田村西方に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一四〇 静岡県新野村簡易郵便局の昇格に關する請願 (委員長報告)
- 第一四一 身体障害者の完全雇用に關する請願 (委員長報告)
- 第一四二 広島県呉地区英連邦軍関係日本人労働者の取扱に關する請願 (委員長報告)
- 第一四三 埼玉県板井村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一四四 広島県東高屋、小谷兩村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一四五 栃木県矢板町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一四六 長崎県高浜村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一四七 福井県若狭海上空の米空軍飛行演習場化反対に關する陳情 (委員長報告)
- 第一四八 岡山県日本原旧陸軍演習場松下げに關する陳情 (委員長報告)
- 第一四九 母子福祉総合法制定等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五〇 中共地区帰還者の援護に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五一 ねずみ、こん虫駆除法制定等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五二 凶作対策に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第一五三 林業改良普及事業拡充に關する陳情 (委員長報告)

求書が提出されております。決議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対し趣旨弁明の発言を許します。秋山俊一郎君。

日韓問題解決促進に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和二十八年十一月七日

決議者

秋山俊一郎 徳川 頼貞
草葉 隆園 石原幹市郎
高良 とみ 佐藤 尚武
梶原 茂嘉 中田 吉雄
羽生 三七 佐多 忠隆
曾根 益 加藤シヅエ
鶴見 祐輔 杉原 荒太
青山 正一 平井 太郎
森 八三二 森崎 隆
松浦 清一 菊田 七平
千田 正

参議院議長河井彌八郎

日韓問題解決促進に関する決議案
昨年一月突如一方的宣言を發して極めて明白なる公海自由の原則を無視し不当に領海を拡張し、而も歴史的に立証されたわが国土竹島をも不法占拠せる韓国政府の暴挙は、われら日本国民の遺憾に堪えないところである。同国政府の暴挙は更に募り、本年九月以来いわゆる李承晩ライン侵犯の理由により政府公船を含めて漁船四十二隻を拿捕、乗組員五百十六名を拉致し、国内法により苛酷なる処罰を科しつつある暴挙は、

最早われわれの黙過し能わざるところである。

よつて本院は、政府に対し、世界の公正なる世論を喚起するとともに速やかにいわゆる李承晩ラインの撤廃を期する一方、当面急を要する被抑留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護更に漁期を目前にして待機する多数漁業者の出漁の安全確保に急速且つ適切な外交的措置を講ずるよう要請する。

右決議する。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 只今議題となりました日韓問題解決促進に関する決議案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

先ず決議案を朗読いたします。本決議案の印刷御配付申上げてあるうち字句の訂正をお願いしたい点がございまして、本文の四行目の「漁船四十一隻」とありますのを「四十二隻」、それから「乗組員五百四十一名」とありますのを「五百十六名」と御訂正をお願いいたします。

日韓問題解決促進に関する決議案
昨年一月、突如一方的宣言を發して、極めて明白なる公海自由の原則を無視し、不当に領海を拡張し、而も歴史的に立証されたわが国土竹島をも不法占拠せる韓国政府の暴挙は、われら日本国民の遺憾に堪えないところである。同国政府の暴挙は更に募り、本年九月以来いわゆる李承晩ライン侵犯の理由により、政府公船を含めて漁船四十二隻を拿捕、乗組員五百十六名を拉致し、国内法により苛酷なる処罰を科しつつある

暴挙は、最早われわれの黙過し能わざるところである。

よつて本院は、政府に対し、世界の公正なる世論を喚起するとともに速やかにいわゆる李承晩ラインの撤廃を期する一方、当面急を要する被抑留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護更に漁期を目前にして待機する多数漁業者の出漁の安全確保に急速且つ適切な外交的措置を講ずるよう要請する。

右決議する。

以上であります。

次に提案理由を申し上げます。海洋資源の開発利用は、いわゆる公海自由の原則に基き、全世界の国民に許容せられた自由にして平等の権利であります。いやしくも或る一国が自国の利益を目的としてこれを独占し、他国の自由を排撃するがごとき行為は、国際法を蹂躪する不法行為でありまして、若しこれが許されるといたしましたならば、世界の海はいずれも分割領有するところとなり、国際平和は根柢より覆えされることになるであらう。

第一次大戦後、平和會議において海洋の自由が強く叫ばれましたゆえんもここにありまして、我々の断じて容認し得ざるところであります。然るに、韓国李承晩大統領は、昨年一月十八日突如として、朝鮮周辺に広がる公海に対し、日本領土竹島を含むいわゆる李承晩ラインなるものを設定いたしました主権行使の宣言を行い、同海域における日本漁船の操業を禁止するの舉に出たのであります。この海域は距岸数十哩に及ぶ広大な水面でありまして、古来より「あじ」、「さば」及び底魚等の好漁場として日本

漁船の重要な操業海面であります。故に、この国際法を無視した一方的にして不法なる措置に対し、日本政府は直ちに嚴重なる抗議を提出し、その反省を促したのであります。韓国政府は何ら顧みるところなく、ますますこれを強化し、同年十月更に海洋侵犯取締令及び捕獲審判令等の法規を制定し、李承晩ライン侵犯者に対する処罰等を規定いたしました。日本漁船の操業を圧迫し、或いは不法臨検、拿捕、抑留等の暴挙をあえてするに至つたのであります。日本政府は事態を重視し、隣邦友好の精神より公正妥當なる解決を図るべく、日韓會談を開きまして、協議を行いましたが、何らの効果を見ることができなかったであります。而して同年九月二十七日、クラーク連軍司令官は、朝鮮戦争遂行の必要上、朝鮮周辺に防衛水域を設定したのであります。この水域は李承晩ラインに比すべき適かに狭い範囲のものであつたのであります。本措置に関しましても、當時とかくの論議はありましたが、日本国民としては、その趣旨を諒いたしました。全面的に協力して、その指示に従つて行動したのであります。併しながら、不法なる李承晩ラインに対しましては飽くまでもこれを容認せず、日本漁船は操業を継続しつつあつたのであります。韓国政府の不法行為はますます募りまして、本年二月四日に至り、日本漁船二隻に對し銃撃を加えてこれを拿捕し、而もその乗組員を射殺したといふやうな第二大邦九事件を惹起いたしました。日本国民の憤激を買つたことは、なお諸君の記憶に新たなところであります。當時本院においては、事の重大性に鑑み

まして、帰還船員を喚問いたしました。その真相を調査し、日本政府に對しこれが善後措置を強く申入れたのであります。が、この日本政府の要求に對しましても、韓国政府に何らの誠意を示さざるのみか、却つて日本漁船の不法を誣める態度に出るのであります。殊に、歴史的に明白なる日本領土竹島を韓国領土なりとして、出漁したる日本漁船及び巡視中の日本公船に對し銃火を浴びせて撃退し占拠する等の暴挙は、実に言語道断と言わざるを得ないのであります。更に本年八月初鮮休戦に従ひ、クラーク司令官が朝鮮防衛水域の停止を發表するや、韓国政府はこれに對し不満の意を表明すると共に、李承晩ラインの取締強化を發表いたしました。爾來、同水域に出漁する日本漁船に對し、実力を以てライン外への撤退を要するのみか、海軍艦艇を以て何ら防禦の術なき無辜の漁船をはいまに臨検、拿捕、抑留し、甚だしきは、臨検に際し、漁獲物及び船員の私物までも掠奪するがごとき暴虐なる海賊的行為をあえてしまして、遂には日本官船までも拿捕抑留するに至つております。同水域は、前にも述べました通り、古くから日本漁業者の開拓した漁場でありまして、「さば」のはね釣りを初めといたしまして、延縄、旋網、底曳漁業等の年々千数百艘の漁船の出漁によりまして、二十数万トン、百三、四十億圓に達する漁獲を挙げ來たりまして、国民の蛋白給源として、はた又国民経済の上に、その影響するところは極めて重大であります。今やこの暴挙に会いましてこれらの漁業は壊滅的打撃をこうむるに至つております。九月以降拿捕抑留せられました

漁船及び乗組員は、官船を含めまして四十二隻、五百十六名に達し、これら船員に対しては一方的裁判によりまして不当苛酷なる刑罰を科し、あまつさえ、漁獲物は勿論、漁船、漁具等までもこれを没収するの判決を下したと伝えられております。

我がほうといましては、この緊迫せる事態の平和的解決を図るべく、十月六日第三回の日韓会談を開いたのであります。韓国政府代表は当初より会談継続の誠意を持たなかつたのであります。僅か旬日を出でずして、言を構えて、遂に会談を停頓せしめるに至りましたことは、誠に遺憾に堪えないところであります。この会談に大きな望みを懸けておりました国民の期待は、とりわけ関係漁民の期待は遂に裏切られまして、失望と憤激は今や最高潮に達せんとしつつあるものであります。これら拿捕せられた漁船の多くは極めて零細な漁民でありまして、非常に苦心の下に資金を持ち寄つて、辛うじて漁船を建造し、出漁したものであります。今回の拿捕抑留により、船主たちは破産の状態に陥つております。又その多数の家族は、俄かに一家の支柱を失ひまして、生活の途を断たれた惨状は、各地に聞かれております。この国民大会に血の叫びとります。この国民大会に血の叫びとなつて訴えられておりますことは御承知の通りであります。追々と寒冷の募る朝鮮の地に罪人の処遇を受けておる乗組員と、飢に泣く多数の留守家族の身の上を思ひますと、誠に同情に堪えないものがあるものであります。これら拿捕船の返還、抑留者の即時釈放及び留守家族に対する援護の措置は最も緊急を要する問題でありまして、強

くこれを政府に要望するものであります。

最後に、我々の重大関心を持つておることは、今後の出漁に対する安全保護の問題であります。この水域における底曳漁業の漁期は間近に迫つて参りました。我が漁業者といましては、権益擁護の立場から、又将来の悪例を断つためにも、更に直接的には生活のためにも、出漁を強行せざるを得ないと強い決意を持つておるのであります。この場合、政府は、事故を未然に防止するため、速かに有効適切なあらゆる措置を講ずべきであると信じます。若しこのまま在在日を過すにおきましては、国民感情のほとばしるおそれがある事象を惹起せぬとも測りたいたい状態に参ります。

以上私は提案理由の主なる点を簡単に申述べましたが、本問題は我が国の当面せる極めて重大なる問題であります。これが解決の如何は将来の我が国運の伸張の上にも影響するところ甚大であると思ひます。よつて政府は、この点を十分考慮し、これが解決に最善を尽されんことを要求するものであります。

以上提案理由の説明を申し上げました。何とぞ満場の御賛成を切望いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第二、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書

日本国における合衆国軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の

行政協定第十七条を改正する議定書が千九百五十三年十月二十九日に効力を生ずるので、また、

日本国における各自の国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に關し同様な規定を有したいという關係諸政府の希望に日本国政府が応ずる用意があるので、

よつて、この議定書の當事国は、次のとおり協定した。

1 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権(懲戒裁判権を含む)の行使は、この議定書の附屬書に掲げる規定によつて規律される。

附屬書に掲げる規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する一般的協定が締結されるときは、同協定に統合される。

2 この議定書は、日本国政府、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府並びに千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事會決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合總會決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣した国の政府によつて署名される。この議定書は、これらの署名国について千九百五十三年十月二十九日に効力を生ずる。

この議定書は、その最初の効力発生の後は、前記の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したか又は將來派遣する他のいずれの国の政府に對しても、日本国政府の同意を條件として、署名のために開放される。この議定書は、前記の派遣

国については、別段の合意がない限り、その署名の日に効力を生ずる。

以上の証憑として、この議定書の當事国政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十三年十月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。本書は、日本国政府の記録に寄託する。その認證原本は、同政府によつて各署名国政府に送付される。日本国政府のために

岡崎勝男

犬養健

統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府のために

ジョン・M・アリソン

オーストラリア連邦政府のために

E・ロナルド・ウォーカー

カナダ政府のために

R・W・メイヒュー

ニュー・ジラランド政府のために

R・L・G・チャリス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

エスラー・デニング

附屬書

刑事裁判権に關する事項

1 この条項の規定に従ふことを條件として、
(a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服するすべての者に對し当該国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁

- 判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるとするものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服する者に対し、当該国の法令によつて罰することができるとするもの(当該派遣国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができるとする罪で当該派遣国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) この条項の2及び3の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
- (ii) 妨害行為(サボタージュ)、ちよう報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 派遣国の軍当局は、次の罪については、国際連合の軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつぱら当該国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら当該国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは当該国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 この条項の前諸項の規定は、派遣国の軍当局が日本国の国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、それらの者が当該派遣国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、日本国の領域内における国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡について、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局に対し、当該派遣国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき派遣国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が当該派遣国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、当該派遣国が引き続き行うものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡を含む。)について、相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡は、引き渡す当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。
- (b) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局がこの条項の規定に基いて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について派遣国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人となつた者がこの条項の規定に従つて日本国の当局又は派遣国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、この議定書の当事国たる他の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局が派遣国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基いて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手段により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 国際連合の軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、国際連合の軍隊の施設において警察権を行う権利を有する。前記の軍隊の軍事警察は、それらの施設において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができ。
- (b) 前記の施設の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、国際連合の軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のために必要な範囲内に限るものとする。
- 11 千九百五十二年二月二十八日に東京で署名されて、千九百五十三年九月二十九日に東京で署名された議定書によつて改正された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定第十七条の規定が更に改正されたときは、この議定書の当事国は、協議を行つた後、この条項の相当規定に同様の改正を行うものとする。但し、当該派遣

国の軍隊が、行政協定の前記の改正をもちたした事情と同様の事情の下にある場合に限る。

〔佐藤尚武君答覆、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、我が国は、日米安全保障条約署名の際に行われた吉田・アチソン交換公文によつて、朝鮮における軍事行動に従事する国連加盟国がその軍隊を日本国内及びその附近において支持することを許し、且つ容易にすることを約し、これに基いて現に若干の国連軍が我が国に滞留しているであります。政府は、国連軍の我が国における地位を規定する全般的協定を締結するため、昨年七月閣内閣府と交渉を開始したのであります。が、刑事裁判権問題及び若干の財政経済問題等について双方の主張が対立し、今日まで妥結に至らなかつた次第であります。ところが幸い、北大西洋条約即ちNATOに基く軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定が本年八月二十三日に発効し、それに伴つて日米行政協定の刑事裁判権条項がいわゆるNATO方式に改訂されましたので、右改訂後直ちに、政府は、国連軍協定の刑事裁判権条項の問題についてもNATO方式の採用により解決することとした旨を国連軍側に申し入れたのであります。而して国連軍の地位に関する全般的な協定の妥結には、なお多少の時日を要する半面、

日米行政協定の刑事裁判権条項の改訂は十月二十九日から実施されますので、我が方にとつて有利なこの条項の下における同様の刑事裁判権を国連軍についても速かに獲得し、且つ又、米軍の取扱と国連軍の取扱との間に不均衡を生ずることを防止するために、他の懸案とは切離して刑事裁判権に関する議定書を締結し、これを行政協定の改訂実施と同時に発効させることとし、後日、全般的な協定の妥結をみた場合には、これに包含させることについて、国連軍側と折衝の結果、先方もこれに同意しましたので、去る十月二十六日に、我が国と、統一司令部としての米政府並びに英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの四カ国政府との間に、この議定書に署名を行うに至つたのであります。従つて、この議定書は、これらの国について、十月二十九日から効力を生じたわけであり、ついで、右の事情御諒察の上、本件につき国会の承認を求めたいという政府の説明でありました。

この議定書は、議定書本書と刑事裁判権に関する条項を記載した附属書一通から成つておりまして、ほかに附属書に記載された条項について、交渉の当事者がその解釈に関し合意したところの議事録があるのであります。次に、この議定書の内容についてその主要な点を要約いたしますと、刑事裁判権の実質的内容を定めている附属書は十一項の規定から成り、その第一項は、日本国及び派遣国の軍当局の有する裁判権についてその原則を掲げ、第二項は、おの／＼が専属的裁判権を行使する権利を有する場合について規定しております。第三項は、一つの犯罪行為に關し、日本国と当該派遣国双方の裁判権が競合する場合についての規定でありまして、第一に、派遣国の軍人若しくは軍属の犯した犯罪が、当該国の財産若しくは安全のみに對するものである場合、及びその被害者が当該国の軍人軍属若しくは家族である場合、並びに公務執行に伴つて行われた場合、即ち、この三つの場合を除き、その他の犯罪については、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有することを定め、第二には、前記の除外される犯罪については、派遣国の軍当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する旨を規定し、第三には、裁判権を行使する第一次の権利を有する国がその権利を放棄した場合の通告の義務と、第一次の裁判権放棄の要請に對し好意的考慮を払ふ義務とを規定しております。第四項は、日本国民や通常の在留者は、派遣国軍隊の構成員にならない限り、軍当局の裁判に付せられないことを保障しており、第五項以下におきましては、司法警察権、裁判における被告の権利の保障、刑の執行、軍事警察活動について規定しております。なお、その他詳細はお手許の資料を御参照願いたいと存じます。

外務委員会は十一月二日、四日、五日及び六日の四回に亘つて開会し、本件の審議を行いました。次に質疑の主な点を簡単に御報告いたします。先ず「この議定書について憲法第七十三条の事後承認の形をとつた理由如何」又、「この議定書の基準となつた日米間の刑事裁判権条項改訂について、国会に承認を求めない理由は何

か」との質問に對し、「国連軍との刑事裁判権の問題をNATO方式によつて解決することは我が方にとり利益であり、又、つとに国会側にもその意向があつたし、一方、米軍との刑事裁判権条項は十月二十九日から実施されるので、両者の取扱に不均衡を生じないほうがよいとの考え方から、議定書調印後事後承認を求める形になつた。勿論、政府としては事前承認を求める方針には変わりなく、今回のことは異例であるが、前述の理由により例外的措置として止むを得ず取計らつた次第であるから、右事情を御了承願いたい」とのことでありました。又、米軍との關係は、先に議会の承認を得た安保条約第三條に基く行政協定第十七條の改訂であるので、政府限りで改訂し得るという考え方で行なつた」との答弁でありました。

次に、国連軍との全般的協定が妥結しない理由と経緯についての質問に對し、「妥結に至らない事項は、主として財政及び経済問題である。例へば施設の使用料、関税、消費税、公用の電気ガスに関する税金等の問題であつて、先方は米軍との均等待遇を要求しており、当方は、国連軍は日本防衛の任務を有する米軍とは駐留の性格の相違もあり、同一には待遇しない方針で対立して来たのである。併し朝鮮戦乱も休戦となり、国連軍の滞留も先が見えていくといふこともあり、且つ又、国連協力にはできるだけ誠意を示すべきであるので、財政負担が過大でなければ米軍と同一待遇にしてもよいではないかとの意見もあり、要は財政問題であつて、目下「研究中」とのことでありました。

次に「朝鮮に派兵している国連軍構成国でこの議定書に未署名の国があるが、それらに對してはNATO方式は適用されないのか。派兵国全部が署名する見込か」との質問に對しまして、「未署名国中には、国内法上の手続等の關係で遅れている国もあるが、追々に署名するものと思ふ。署名した四カ国は、軍隊としての組織を持ち、公務の範圍がはつきりしているもので、これら四カ国との間に協定締結を急いだけである。未署名国のものは大体休暇などのために来ている軍人等であつて、これらに對しては一般國際法の原則が適用されるのであるが、NATO方式がこの一般原則に則つたものであることは各国とも認めているし、且つこれ以上有利な取扱を受けようとは期待していないから、實際上問題は起らないと考へる」との答弁でありました。

委員会は十一月六日質疑を了し、引き続き討論に入りましたところ、先ず佐多委員より、「本件につき日本社会党を代表し、反対を表明する。理由は、第一に、国連軍の駐留すること自体に反対だからである。同軍隊の駐留に反對するのは、日本を戦争の巷にしてはならないからであつて、朝鮮の休戦がなつた今日は駐留に反對せざるを得ないのである。国連軍の存在は占領の継続であり、我が国が依然外國軍隊の制圧下にあるものと言わざるを得ない。第二に、この議定書の締結は、無条件のときと比べ、我が国に有利ではない、むしろ不利である。即ち、無条件のときは、國際法の原則によつて屬地主義がとられたのであるが、この協定によれば、屬地主義の代償としてい

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

いるな制約を受ける。第三の理由は、締結の手續の点である。万止むを得ざる場合は認められぬ本件について、国会の事後承認を求めたことは、国会を無視するものである」と述べ、本件に反対され、次に杉原委員は、「内容はおおむね妥協である、事後承認ではあるが、本件協定案の際、日本側より先方に対し、手続上憲法の精神を遵守する旨を明らかにし、憲法の精神から逸脱しないよう配慮しているから、これに賛成する。但し本議定書の締結は、時期として遅きに過ぎ、且つ残余の懸案が未解決であることは遺憾であり、速やかにこれが妥結に努めるよう希望する」と述べられた。

次に曾根委員は、「日本社会党を代表し、賛成の意見を述べたい。国連軍を平和維持機構として高く評価している社会党としては、国連の朝鮮における警察行為に対し、日本として援助するのは当然であり、従つて、これに伴ひ国連軍の日本駐留を認めることには賛成である。このため国連軍との間に速かに新たな協定を締結し、内容をNATO方式とすべきことは、かねてよりの主張であつたので、政府に意慢の点はあるが、本件は内容的にも賛成である。但し事後承認の異例的措置は、断じてルーズに行ふべきでなく、これが憲法整備の前例となつてはならないことを警告しておきたい。そして他の一般協定を速かに妥結し、事前に国会の承認を求むることを要望する」と述べられた。

「日米間の行政協定第十七条は有利に改訂されているので、これに関連して作られた本議定書に賛成する。但し本件と見るべき日米協定が政府限りで取扱われ、その附随的のものとして認められる本議定書のみについて承認を求められたのは不合理であるから、今後は驚と考慮せられた」との意見を付せられた。

以上を以て討論を終了し、次いで採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと多数を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 本件に対し討論の通告がござります。発言を許します。佐多忠隆君。

「佐多忠隆君登壇、拍手」
○佐多忠隆君 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、私は日本社会党を代表して反対の意を表明いたします。

反対の第一の理由は、我が日本社会党は国際連合の軍隊が我が国に駐留すること自体について反対だからであります。我が国は、日米安全保障条約署名の際に行われた吉田・アチソン交換公文において、朝鮮における軍事行動に従事する国連加盟国が、その軍隊を日本国内とその附近において支持することを許し、且つ容易にすることを約したために、これに基いて現に若干の国連軍が我が国に留置をいたしております。あの当時、日本社会党は、日本が国際連合の行動に援助を与えるとしても、日本の非武装、平和主義を堅持して、軍事的援助を与へべきではない。従つて、軍隊の駐留を認めたり、軍事基地を提供したりすべきでない主張をいたしたのであります。これはひとえに日本を戦争の巷に化してはならん

という念願によつたものであります。あの当時においてさえ国連軍の駐留に反対いたしました我々は、朝鮮休戦が成立をし、国際連合の軍隊が朝鮮における軍事行動に従事する必要のなくなった現在、国連軍が依然として我が国内に駐留をしておることに対しては、強く反対をせざるを得ません。国連軍の駐留を今もなお認めることは、対日平和条約の第六条「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならぬ」というあの条項を全く抹殺するものであります。これでは独立の面目は丸潰れ、未だに占領下にあるとしか言えませんが、今こそ国連軍の撤退を強く主張し、交渉しなければなりません。実際、政府はこのことを少しも考えないで、逆に国連軍の我が国における地位を規定する協定の締結に愛身をやつし、その第一歩としてこの議定書を締結したのであります。占領状態、軍事的隷属から脱却して、我が国を完全に独立させることを企図する者であるならば、この議定書の締結に反対すべきことは余りにも明白であります。(その通りと呼ぶ者あり)

反対の第二の理由は、国連軍に対する我が国の地位が、これによつて有利になるどころか、むしろ不利になるからであります。仮に国連軍の我が国における地位を規定する協定がなく、無効の状態にあるといたしましても、刑事裁判権については、国際法の一般原則に従つて、いわゆる属地主義を貫き得るのであつて、この議定書に定められたことはむしろ当然であつて、今更

事新らしく議定するまでもないことであります。これまで我が国がこの属地主義を十分に貫き得ないで、いろいろ紛争を醸し出したものは、政府が従来占領時代の卑屈さから脱け切らないで、独立国の体面を毅然として堅持しなかつたからであります。而もこの議定書によつて属地主義を確立した代償として、これまでの国際法の一般原則には見られなかつたいろいろの制約を受けけております。無効の状態よりも不利になるというゆえんがここにあるのであります。

更にこの協定を契機といたしまして、政府は国連軍にアメリカ駐留軍と同等の地位を与へ、均等待遇を与えるように方針を変更して参りました。元来、御承知の通り、国連軍は単に吉田・アチソン交換公文によつて留置するものであつて、日米安全保障条約に基き、日米行政協定によつて律せられるアメリカ駐留軍とは、その地位がおよそ異なることは論を待ちませぬ。さればこそ、政府は、これまで国連軍の地位に関する全般的な協定の交渉に当つては、異なる待遇を与える方針で臨んだのであります。財政、経済条項について双方の主張が対立をし、今日まで妥結できぬ一半の理由も又ここにありと思われまふ。然るにこの刑事裁判権条項における均等待遇を契機といたしまして、政府は今や全面的に均等主義に転換したやうであります。この議定書のゆえに、日本としてはむしろ不利になつたというゆえんがここにもあります。

反対の第三の理由は、この議定書締結の手續についてであります。御承知の通り、憲法第七十三条の規定によれば、内閣が条約を締結するときは、原則としては事前に国会の承認を必要とすることになつております。然るにこの議定書は、十月二十三日に開かれた協定交渉正式会議において採択され、同じく二十六日に我が国と関係諸国との間で調印をされ、すでに十月二十九日から効力を発生をいたしております。国会は単に事後承認を受けているに過ぎません。成るほど憲法は時宜によつては国会の事後承認を認めてはおりますが、それは異例的措置として万止むを得ない場合に限るべきであります。この議定書は、その内容から言つても、成立の経緯から見ても、決して異例的措置をとるべきものではないと断言できます。近く開かれることが確定しておる国会日程と調子を合せて、先ず国会の審議決定を経てから調印又は発効をさしても何ら差支えありません。若しそれほど急を要するならば、一兩日の国会を臨時に開くべきでありませぬ。政府がこれを無視したたのは、国会を軽視し、憲法を蹂躪することを意に介しないからであります。政府はこの議定書の前提として、日米安全保障条約第三條に基づく行政協定第十七条を改正する議定書を締結いたしました。この協定も行政協定の改正事項として、国会の審議をもぐることをしないので、むしろ新らしい協定の形式にして国会の審議を経べきであつたのに、それをやつておりませぬ。我々は国会の名において、政府のかかる非民主的な態度に強く警告をせざるを得ません。若し国会の承認を求めたいならば、少くともその議定書類の一切を政府が自発的に国会に提出をして、詳しく説明をすべきであります。それにもかかわ

ば、内閣が条約を締結するときは、原則としては事前に国会の承認を必要とすることになつております。然るにこの議定書は、十月二十三日に開かれた協定交渉正式会議において採択され、同じく二十六日に我が国と関係諸国との間で調印をされ、すでに十月二十九日から効力を発生をいたしております。国会は単に事後承認を受けているに過ぎません。成るほど憲法は時宜によつては国会の事後承認を認めてはおりますが、それは異例的措置として万止むを得ない場合に限るべきであります。この議定書は、その内容から言つても、成立の経緯から見ても、決して異例的措置をとるべきものではないと断言できます。近く開かれることが確定しておる国会日程と調子を合せて、先ず国会の審議決定を経てから調印又は発効をさしても何ら差支えありません。若しそれほど急を要するならば、一兩日の国会を臨時に開くべきでありませぬ。政府がこれを無視したたのは、国会を軽視し、憲法を蹂躪することを意に介しないからであります。政府はこの議定書の前提として、日米安全保障条約第三條に基づく行政協定第十七条を改正する議定書を締結いたしました。この協定も行政協定の改正事項として、国会の審議をもぐることをしないので、むしろ新らしい協定の形式にして国会の審議を経べきであつたのに、それをやつておりませぬ。我々は国会の名において、政府のかかる非民主的な態度に強く警告をせざるを得ません。若し国会の承認を求めたいならば、少くともその議定書類の一切を政府が自発的に国会に提出をして、詳しく説明をすべきであります。それにもかかわ

るべき日米協定が政府限りで取

扱われ、その附随的のものとして認め

られる本議定書のみについて承認を求め

られたのは不合理であるから、今後は

驚と考慮せられた」との意見を付せら

れた。

以上を以て討論を終了し、次いで採決

らず、そのことすらいたしておりました。私の要求によつて、漸く行政協定第十七条改正に関する議定書その他を提出したのでありますが、政府のかかる態度は国会を全く無視した傍若無人の態度と言わざるを得ません。(その通り)と呼ぶ者あり私は国民の名において政府のかかる非民主的態度を徹底的に糾弾をいたします。

以上の理由によつて本件に反対であることを重ねて表明いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日程第四、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上同案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認め

めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年十一月四日

衆議院議長 堤 康次郎

衆議院議員 河井彌八君

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十條中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域」に、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、「檢察官若しくは司法警察職員から」を削り、同条に次の一項を加える。

2 死刑又は無期若しくは長期三年

以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

第十一條の見出し中「施設又は区域外」を削り、「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属」に改め、同条第一項中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域外」を削り、「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下「合衆国軍隊要員」という。)であることを確認したときは、」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が行政協定第十七條第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認められたときは、」に改める。

第十二條第一項中「行政協定第十條第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合」を「合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合」に改める。

第十三條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」に改め、「以下同じ。」を削り、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、同条第二項を削る。

第十八條第一項、第三項及び第四項中「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服する家族」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 檢察官又は司法警察員は、逮捕

された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であり、且つ、その者の犯した罪が昭和二十八年十月二十九日以前の行為に係るものであることを確認したときは、この法律による改正後の第十一條第一項の規定により引渡をなすべき場合に該当しない場合においても、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

3 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国稅犯罪取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域」に、「承認を受けて」を「同意を得て」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年十一月四日

衆議院議長 堤 康次郎

衆議院議員 河井彌八君

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案
日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案

目次

第一章 總則(第一條)

第二章 刑事手続(第二條—第十條)

附則

第一章 總則

(定義)

第一條 この法律において「議定書」とは、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書をいう。

2 この法律において「派遣国」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事會決議並びに千九百五十二年二月一日の国際連合總會決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、議定書に署名し、且つ、日本国との間に議定書の効力が発生したものを含む。

3 この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4 この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の二重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに伴伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く）をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く）をいう。

一 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二章 刑事手続

（施設内の逮捕等）

第二条 国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他の人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同

項の同意を得ることを要しない。
（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡）

第三条 検察官又は司法警察官は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が議定書の附属書第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察官は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（施設内の差押、捜索等）

第四条 検察官又は司法警察官は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

2 検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足る充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放せなければならない。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察官は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放せなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を適用する。但し、同法第二百三二条、第二百四十四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む）、差押差押状の執行を含む）、又は検証は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国の法令による罪に係る事件についての捜索）

第六条 議定書により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、

検察事務官又は司法警察職員（銃道公安職員を含む。）は、捜査をすることが出来る。

2 前項の捜査に關しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他の刑事訴訟に關する法令に定める権限を行使することが出来る。

（証人の出頭等の義務）

第七条 派遣国の軍事裁判所の囑託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

（証人の勾引についての協力）

第八条 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に適用する。

（書類又は証拠物の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察官は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

第十条 検察官又は司法警察官は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2 国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索することができる。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察官から、その者を当該国際連合

の軍隊に引き渡さなければならぬ。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○郡祐一君 只今上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一条を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法は、日米安全保障条約に基いて日本国及びその附近に配備された合衆国軍隊に關して、行政協定の趣旨に則り、刑事上の実体法及び手続法についての特別規定を定めたものであります。今般発効を見るに至りました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十七條を改正する議定書によりまして、同軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する事項が北大西洋條約にならつて改正され、その範圍が大幅に擴張されましたので、これに伴ひ、刑事特別法中の手続規定につき、その一部を改正する必要があると次第であります。

改正の主な点を御説明いたします。その第一点は、現行法では、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕等につきましては、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けるか、又はこれに囑託して行わなければならぬことになっておりますが、これを改めまして、合衆国軍隊がその権限に基いて警備している施設又は区域内において逮捕等を行う場合に限ることとし、而もこの場合、合衆国軍隊の権限

ある者の承認を受ける必要はなく、単にその同意を得れば足るものとすると共に、重大な犯罪に係る現行犯人を逮捕する場合におきましては、かかる施設又は区域内におきましても、この同意を得ることを要しないこととした点であります。第二点は、現行法では、檢察官又は司法警察員は、我がほうにおいて逮捕した者が、合衆国軍隊の構成員、軍属又はその家族であることを確認したときには、直ちにその者を合衆国軍隊に引渡さなければならぬことになってゐるのであります。これを改めまして、同軍隊の構成員又は軍属が、改正された行政協定第十七條第三項の(a)に掲げる合衆国が第一次裁判権を行使する限られた犯罪、即ち専ら合衆国の財産又は安全のみに對する罪や公務執行中に犯した罪などによつて逮捕されたものである場合に限り、これを引渡すこととし、その他の場合及びその家族については、すべて我がほうにおいてその身柄を処置できるものとした点であります。改正の第三点は、現行法では、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内において、又は合衆国軍隊の財産について、搜索、差押などをを行うには、同軍隊の権限ある者の承認を受けるか又はこれに囑託しなければならぬことになつており、更に合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族の身体又は財産に對してこれを行う場合においても、ほぼ同様の制約がなされてゐるのであります。これを改めまして、合衆国軍隊がその権限に基いて警備している施設又は区域内で行う場合と、同軍隊の財産について行う場合とに限ることとし、これ又承認ではな

く同意を得れば足るものとした点であります。以上がこの法律案の改正の要点であります。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、各委員より適切な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

討論に入りまして、龜田委員より社会党第四控室を代表して、日米安全保障条約及び行政協定に反對である旨の意見が述べられました。次に楠見委員より緑風会を代表して、駐留軍に對する刑事裁判権の行使について、北大西洋條約の方式によることをかねて希望してゐたのであるが、本法は案はこの希望に副つたものであるから賛成であるという発言がありました。

討論を終結し、採決の結果は、多数を以てこの法律案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、日本国における國際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の実施に伴う刑事特別法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

日本国における國際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の発効に伴ひまして、國際連合安全保障理事会並びに國際連合安全會議に從つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以下の國で、この議定書に關し、その効力を受けることとなつた國より朝鮮に派遣された陸海空軍に關して、その我が國內に在留中、これに對する刑事手続につきまして、右議定書の趣旨に則り、若干の特則を設ける必要

要がありますので、この法律案が提案された次第であります。これらの軍隊の構成員、軍属又は家族に對しまして、我が國の現行法令は原則として適用されることになつてゐるのでありますから、この法律案に特別に規定してゐない事項につきましては、当然現行諸法令が適用されるわけでありませう。

この法律案は、第一章總則、第二章刑事手続の二章十二カ条と附則からなつておるのであります。その内容は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の總則及び刑事手続に規定する条文と殆んど同一であります。第一章總則は、この法律において使用する語の定義を定める一カ条を設けてゐるのであります。第二章刑事手続は、國際連合軍の構成員又は軍属に對して、議定書に基き連合軍側が第一次的に裁判権を行使することができ

る場合におけるその身柄の引渡、國際連合軍の施設内における逮捕その他の強制処分、その施設内において連合軍側によつて逮捕された者の受領手続、連合軍又はその軍事裁判所の刑事手続に對する我がほうの協力、連合軍側によつて抑留又は拘禁された者に對する刑事補償法等の適用等、いずれも刑事手続に關する現行諸法令を以てしては処理できない問題に限りまして、十一カ条の特別規定を設けてゐるのであります。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、各委員より適切な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月七日 參議院會議録第六号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

法律案に反対する旨の意見が述べられ、
した。その理由とするところは、第一に、
に、国連軍の日本駐留は有害であり、
駐留を前提とするこの法律案には賛成
しがたいこと。第二に、政府は、この
法律案の基礎となる議定書を、国会の
開会を目前にしなから、その承認前に
発効させたが、これは憲法の精神に反
すること。第三に、国連軍との間に未
だ一般的協定が結ばれていないにもか
かわらず、刑事裁判権についての協
定したことは、本来を顛倒するもので
あり、今後における一般的協定の交渉
にも影響を与える虞れがあると認めら
れること。以上の三点であります。次
に一松委員より改進黨を代表して、こ
の法律案に賛成であるが、議定書につ
いて事前に国会の承認を受けなかつた
ことは遺憾であつて、政府は将来注意
すべきである。又一松委員の意見に反
対する旨の意見が述べられ、
も、我が国にとつて利益のあることな
らば、部分的な事項について協定して
も差支えないという趣旨の意見が述べ
られ、楠見委員より緑風会を代表し
て、国連軍との刑事裁判権の行使につ
いて明確に規定するこの法律案に賛成
するが、議定書の国会承認の問題につ
いては一松委員と同意見であり、一般
的協定の問題については、できる限り
早く、而も明確な協定を締結すること
を希望する旨の意見が述べられまし
た。

討論を終結し、採決をいたしました
ところ、多数を以てこの法律案を可決
すべきものと決定いたしました次第でござ
います。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより両案の採決をいたし
ます。両案全部の問題に供します。両
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、市町
村農業委員会の委員及び都道府県農
業委員会の委員の任期延長に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。農林
委員長片桐良吉君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

市町村農業委員会の委員及び都道
府県農業委員会の委員の任期延長
に関する法律の一部を改正する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年十一月四日
衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

市町村農業委員会の委員及び都道
府県農業委員会の委員の任期延長
に関する法律の一部を改正する法
律案

市町村農業委員会の委員及び都
道府県農業委員会の委員の任期
延長に関する法律の一部を改正
する法律

市町村農業委員会の委員及び都道
府県農業委員会の委員の任期延長
に関する法律の一部を改正する法
律案

市町村農業委員会の委員及び都道
府県農業委員会の委員の任期延長
に関する法律の一部を改正する法
律案

府県農業委員会の委員の任期延長に
関する法律(昭和二十八年法律第四
十六号)の一部を次のように改正す
る。

第一条中「昭和二十九年一月十八
日」を「昭和二十九年七月十八日」
に、「昭和二十九年一月十九日」を
「昭和二十九年七月十九日」に改め
る。

第二条中「昭和二十九年二月十九
日」を「昭和二十九年八月十九日」
に、「昭和二十九年二月二十日」を「昭
和二十九年八月二十日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔片桐良吉君登壇、拍手〕

○片桐良吉君 只今議題となりました
市町村農業委員会の委員及び都道府
県農業委員会の委員の任期延長に関
する法律の一部を改正する法律案につ
きまして、農林委員会における審査の
経過及び結果を報告いたします。

現在その任にある市町村農業委員
会及び都道府県農業委員会の委員の
任期は、いわゆる農業団体再編成の関
係法案が前国会において審議未了とな
りましたため、それより、明年一月
十九日及び二月二十日に満了すること
となり、法律上、任期満了前三十日
以内、即ち本年十二月二十日から明
年一月十八日及び明年一月二十一日
から二月十九日までの間に選挙を行
ななければならぬことになつておりま
す。かくしむるときは、本年産米の
供出などの事務処理の中途において
農業委員が交代することとなります
ので、特に本年のような稲の異常な
不作による困難なる

供出事務下においてかような事態を
避けるため、この際、両委員会の委員
の任期をそれぞれ六カ月延長せんと
するものであります。

委員会におきましては、提案理由に
ついて重大な関心が払われ、即ち、第
十六回国会に任期延長が提案された際
は、農業委員会制度の改正に関する方
策が決定されるまでの取りあへずの措
置であると述べられ、今回は供米に支
障を来さないためであると説かれて
いるところに問題が残され、供米事務
は農業委員会の所掌する事務の一部
であつて、かかる一部の事務の都合の
ために他を顧みることなく、神聖なる
べき選挙を個々の問題にとらわれて軽
々に処理することは不当を失するもの
であつて、この際、選挙を行い、農民
の意思による新しい委員を以て時局に
対処せしむべきであるとの所論もあ
り、或いは又、任期の延長を供米事務
の決滞防止に藉口し、実は農業委員
会制度の改正を予定し、やがては政府
の企図する農業委員会制度改正の伏線
となるようなことがありとすれば、こ
れ又看過し得ないことであるとの所説
もありまして、政府当局の意思が確か
められましたところ、保利農林大臣か
ら、今回の提案は全く稀有の不作に当
面する食糧事情の重大性に対処して供
米事務の決滞を憂慮するためにによる
ものであり、いわゆる農業団体再編成
については、問題は重要であつて、目
下考究中である、成案が得られれば国
会に提案して審議を得たい所存であつ
て、今後現制度においてはこれ以上の
任期延長は絶対に行わない趣旨の答弁
がなされたのであります。

かくて質疑を終り、討論に入りまし
たところ、北委員から、本法案に対
しては農業団体再編成の問題と切離し
ては農業委員会の使命は単に供米事
務だけでなく、他にも重要な任務があ
るので、供米問題だけで任期を延長す
ることは神聖なるべき選挙を輕視する
ものであつて、本来反対すべきであ
るが、農林大臣の言明もあり、更に再
び延長することなきより政府に警告し
て賛成する旨の発言があり、清澤委員
は、本法がいわゆる農業団体再編成を
強行するための暴力にならないように
という条件を付け、この際、食糧事情
に対処する止むを得ない措置として、
いたし方なく賛成する旨述べられ、森
田委員からは、再び任期を延長しない
という政府の言明を了承して賛成する
との発言があり、最後に松浦委員か
ら、政府は農民の代表機関として農業
委員会を尊重するという農林大臣の言
明を確認して賛成する旨述べられまし
た。

かくて討論を終り、採決の結果、全
会一致を以て衆議院送付の政府原案通
り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部の問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、奄美群島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

奄美群島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

奄美群島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案
奄美群島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの(以下「奄美群島」という。)の復旧に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。
(法令の施行の停止及びこれに伴う措置)

第二条 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日まで施行しない。

- 一 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)
- 二 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)

昭和二十八年十一月七日 参議院会議録第六号 奄美群島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

- 三 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)
- 四 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)
- 五 骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)
- 六 酒税等の徴収に関する法律(明治四十四年法律第四十五号)
- 七 取引所税法(大正三年法律第二十三号)
- 八 物品税法(昭和十五年法律第四十号)
- 九 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)
- 十 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)
- 十一 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)
- 十二 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)
- 十三 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)
- 十四 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)
- 十五 酒税法(昭和二十八年法律第六号)
- 十六 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)
- 十七 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二十二号)
- 十八 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)
- 十九 資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)
- 二十 税理士法(昭和二十六年法律第二十三号)

- 二十一 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四十五号)
 - 二十二 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)
 - 二十三 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二十四号)
 - 二十四 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
 - 二十五 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百三十三号)
 - 二十六 前各号に掲げるものの外、政令で指定する法令
- 2 前項の政令で定める日は、特別の事情のある場合を除く外、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日後とならないようにしなければならない。
- 3 この法律の施行の際奄美群島に適用されていた法令(奄美群島内の従前の市町村の条例、規則その他の規程を除く。)の規定で、第一項各号に掲げる法令若しくはこれに基く命令の規定が規定している事項について定めているもの又は本邦の法令が規定していない事項について定めているもののうち政令で定めるものは、政令で定める日まで、奄美群島においては、法律としての効力を有するものとする。
- 4 前項に規定する従前の法令については、政令で、奄美群島の復旧に伴う諸制度の変更に伴い当然必要とされる諸事を定め、また、特別の必要がある場合においては、その適用を排除し、その他これに対する特例を設けることができる。但し、新たに罰則を設け、又は

は刑若しくは過料を加重することはできない。

(衆議院議員の選挙)

第三条 衆議院議員の定数は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、臨時に四百六十七人とする。

2 公職選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、奄美群島をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

3 この法律の施行後最初に奄美群島において行へべき衆議院議員の選挙は、この法律の施行の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で指定する期日に行う。この場合において、当該選挙において選挙された議員の任期は、当

該選挙の際現在に在職する議員の任期によるものとする。

4 前項に定めるものの外、同項の選挙に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の行政事務の委任)

第四条 当分の間、奄美群島における国の行政事務は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、鹿児島県知事又は政令で定める鹿児島県の機関をして行わせるものとする。この場合においては、主務大臣又はその委任を受けた職員は、政令で定めるところにより、その所掌する事務につき、国の行政事務の委任を受けた機関を指揮監督することができ

(簡易裁判所の設立)

第五条 当分の間、名瀬市に名瀬簡易裁判所を、鹿児島県大島郡鹿野町に徳之島簡易裁判所を置き、その管轄区域は、左の表のとおりとする。

簡易裁判所	管轄区域
名瀬市	鹿児島県内
大島郡内	三方村 龍郷村 笠利村 大和村 住用村 古仁屋町 宇検村 西方村 実久村 鎮西村 喜界町 早町村
徳之島	鹿児島県内 大島郡内 鹿野町 東天城村 天城村 伊仙村 和泊町 知名町 手輪村

2 前項の簡易裁判所の管轄区域は、鹿児島地方裁判所及び鹿児島家庭裁判所並びに福岡高等裁判所の管轄区域に含まれるものとする。
(裁判所職員の定員)

第六条 奄美群島に置かれる裁判所

及び裁判所の支部の職員の定員は、当分の間、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五条第三項及び裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の規定にかかわらず、予算の範囲内で、最高裁判所規則で定めることができる。

第七條 民事訴訟等に関する経過措置

第七條 民事訴訟その他裁判所(執行機関を含む。以下同じ。)の権限に属する事項に關し昭和二十一年一月二十九日以後奄美群島の地域に設立された裁判所(これらの裁判所に係属した事件に關しては、琉球上訴裁判所を含むものとす。以下現地裁判所という。)において従前の法令の規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為(刑事に關するものを除く。)は、当該事件につき裁判所法その他本邦の法令に照らし権限を有すべき本邦の裁判所においてこれらの事項に關する本邦の法令中の相当規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為とみなす。

2 現地裁判所の確定の裁判で、公の秩序又は善良の風俗に反するものは、前項の規定にかかわらず、その効力を有しない。

(市町村及びその機関等に関する経過措置)

第八條 奄美群島内の従前の市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による市町村となるものとし、その議会の議員、長その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長その他の相当

の職員となるものとする。但し、これらの職員のうち、従前の琉球政府の法令により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、地方自治法の規定によるものとし、従前の法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 奄美群島における従前の教育区の消滅に伴い必要な事項は、政令で定める。

3 奄美群島内の従前の市町村の条例、規則その他の規程で、法令及び鹿児島県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、それぞれ地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(負担金又は補助金の特例)

第九條 当分の間、奄美群島の振興に關し必要があるときは、他の法律の規定にかかわらず、国の負担金又は補助金等に關し、政令で特例を設けることができる。

(必要な経過措置等の政令等への委任)

第十條 第二条から前条までに規定するものの外、奄美群島に關し左に掲げる事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令(日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則)で必要な規定を設けることができる。

一 通貨の交換及び債権債務の單位の切替に關する事項

二 本邦の法令の奄美群島における適用に關する必要な経過措置に關する事項

三 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項

附則

この法律は、政令で定める日から施行する。

〔内村清次君登壇、拍手〕
○内村清次君 只今議題となりました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

奄美群島は、昭和二十一年一月二十九日付連合軍最高司令官総司令部覚書により、日本政府の行政権行使が禁止せられ、米国の単独占領下に置かれ、昭和二十七年四月二十八日平和条約の発効により、同条約第三條後段の規定により、沖縄、小笠原等と共に、引続き米国の立法、司法及び行政の権力の行使下に置かれることになったのであります。本年八月八日のダレス米国务長官の東京における声明により、日本に返還する旨の米國政府の意向が表明せられたのであります。

我が國といたしましては、平和条約において奄美群島と同様に取扱われていた沖縄、小笠原諸島等についても、一日も速かなる返還を図るため、万全の努力を傾倒しなければならぬことは申すまでもないところであります。

従つて、今回の奄美群島の復帰は、我が國の主権が落し込まれていない地域の我が國への復帰の先例ともなるべき重要な意義を持つておるのであります。

まして、今回奄美群島の復帰の受入れに當り、我が國が如何にこれを措置するかは、ひとり同群島住民の多大の關心事たるのみならず、國際的にもその意義極めて重大であります。従つて本委員会におきましては、本法案の重要性に鑑み、前後五回に亘つて慎重審議をいたしたのであります。先ず塚田國務大臣より提案理由の説明を、政府委員より逐条説明及び占領より今日に至るまでの経過を聴取いたしました後、現地の実情を詳細に承知するために、去る九月政府より派遣せられました調査団の所長、南方連絡事務局局長石井通則君より調査報告を聞き、引續いて、参事人として、鹿児島県知事代理同県総務部長三ツ井卯三男君、奄美群島復興促進会総本部委員長奥山八郎君、奄美大島市市長泉芳朗君、及び喜界島早町村長岡村實義君等よりそれぞれ詳細なる現地の実情についての公述を聴取いたしました。以上の説明又は公述により明らかになりましたことは、現地の荒廃と疲弊は実に甚だしく、例えは住民の年収のごときは内地の三分の二程度、要介護者は累年増加し、現地二十万人口中八千人を遙かに超え、又校舍は大部分が獨立小屋か仮小屋であり、本校舎面積は、高等学校においては全然なく、中学校七校あり、小学校五校ありを占むるに過ぎない現状であります。産業につきましてはこれを見て、同島名産の大島紬はその生産量戦前の二〇%、黒砂糖は二七%、米は六七%であつて、僅かに林業と畜産業において戦前を上廻つておるに過ぎません。

かくのごとき状況の下において、現地住民の内地復帰の熱望は誠に熱烈でありまして、まさに大早に雲霓を望むべきときがあるものであります。然るに一般に期待せられていた十一月一日に返還が実現せられなかつたため、その後は實質的には現地軍も琉球政府も本群島を手放しているような状況であつて、現地行政に空白を生じ、政府事業の打ち切り、金融の停止等により、民心の不安動揺と生活の困窮は極度に達し、一日も速かなる返還は同島民の死活問題ともいふべく、すべての問題の前提要件であるとの痛切なる訴えがなされたのであります。

同群島の一日も速かなる返還は、同島民とひとしく、國民の熱望おかしところでありまして、従つて本委員会におきましては、本法案審議の前提要件として、政府の外交交渉の経過、返還の遅延した理由、現地行政の空白による住民の困窮に対する対策等について、岡崎外務大臣に対し、苦米地、若木、田畑、秋山、加瀬の各委員から熱烈なる質問がなされたのであります。これに對しまして岡崎外務大臣より、返還が遅れておるのは、政策的の問題ではなくて、事務的処理の問題である。奄美群島の範圍、米國側において保有すべき施設並びに将来拡張を要する場合の措置、通貨の措置、沖縄在住の本群島民の取扱、沖縄との交通、米軍により刑の判決を受けた者の処遇等についての話し合いのためである。返還に至るまでの救済等の措置は米國側で処理してもらうほかはない。十一月一日返還ということについては関知しない。十二月一日を目途とすることは米國側も了解している。この目的に對しては十分努力する旨の答弁がありました。右のうち、返還期日の問題につきましては、重要問題であり、十月五日の当院議院運営委員会に

おける十一月一日の返還を期待する旨の緒方副総理の発言とも食い違ふ点がありますので、更に緒方副総理に対し、右の点及び返還期日についての見通し、返還を促進するためには事務的折衝だけでは駄目であつて、政府の強い政治的折衝が必要ではないか。現地の空白の措置を如何にするか等の点について、加瀬、若木、秋山、田畑の各委員から種々質疑を重ねました。これに対し緒方副総理から、十月五日の議運の発言は現地の情報等により十一月一日を期待したのであつて、政府の方針としてきめたこととなく、政府としては別に食い違ひはない。十二月一日の返還を目途として極力努力する。遅延していることについてはよく調査して、太い線の外交が必要であればその手を打つ。遅延による現地の窮状に対する措置については研究する旨の言明がありました。

次に、本法案の内容及び奄美群島復興善後処理費として本年度補正予算に大蔵省所管として一括計上せられておる奄美群島復興善後処理費十億円の内容及び、島村、伊能、若木、田畑、小林の各委員との間に熱心なる質疑が行われました。本法案は、差当り同群島を以て一つの選挙区として、一人の衆議院議員を選挙し得ること、当分の間、同群島における国の行政事務は原則として鹿児島県知事又は同県の現地機関をして行わしめるといふこと、従来の市町村は地方自治法の規定による市町村となり、その議会の議員、長その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長その他の相当の職員となるものとすること、現地裁判所の設置及び民事訴訟の引継ぎを定めたこと等のほかは、その表題の示す如く、復興と同時に本来当然に同地域にも適用せらるべき内地の諸法令及び現在同群島に施行せられてゐる諸法令について、必要な経過措置、暫定措置を定むることを主たる内容とするものでありまして、現地の事情に即応し、機宜の措置をとり得るよう、大部分を政令に委任してゐることは、事情止むを得ないことと存するものでありますが、右の質疑の結果明らかになりました点は、裁判、検察等、真に止むを得ない事務のほかは、鹿児島県の大島支庁をして行わしむること、職員は原則としてこれを引継ぐこと、その身分については、我が国の行政分離前の採用者については、琉球政府の時代も通じてこれを保障し、恩給は継続すること、警察は国警一本でやること、食糧管理法は、供出のほか、配給のこともあるので、これを適用すること、市町村財政の窮乏、校舎の復旧、職員の給与、困難者の生活保護、道路橋梁の修築等についても、本年度は十億の予算で賄ひ得ること、振興計画の樹立は必要であり、その実施も成るべく短期間に行ふ必要があること、そのために特別法の制定についても考えねばならぬこと等でありました。

かくて質疑を打ち切り、次いで討論を省略いたしまして採決を行いましたところ、本法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

奄美群島の復興は、平和条約第三三条の規定により、我が国の主権を潜在せしめられてゐる沖縄、小笠原等の復興の先例ともなるべき重要な意義を有するものなるに鑑み、政府はその受入れに万全を期すると共に、特に左の事項の実現を期せられたる。

一、奄美群島復興の遅延により、現地行政に空白を生じ、現地政府事業、金融停止等と相まつて、民心の不安と生活の窮乏は甚しきものがある。政府は積極的の外交折衝を行い、一日も速かにその復興を図ること。

二、奄美群島に対する施策は民心の安定と産業の復興に重点をおくとともに、振興事業を総合的且つ強力に実施するにあつて、政府の各種出先機関の濫立を抑制して、法第四條の規定による鹿児島県の現地機関において一元的に振興事業を行うものとする。なお中央においても、振興計画の樹立及び実施に關する事務を一元化すること。

三、奄美群島の特殊性と疲弊の現状に鑑み、速かに総合的な振興計画を樹立し、その強力な実施を期すること。そのため必要な特別法を制定するとともに、十分な財政的措置を講ずること。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 賛員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告いたします。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案可決報告書

昭和二十八年年度における特別損害復興特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に關する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案、

昭和二十八年年度における特別損害復興特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に關する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十八年年度において、一般会計から八十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

第二条 政府は、昭和二十八年年度における農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入の財源に充てるため、同勘定の積立金を、同勘定の歳入に組み入れることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第二項を次のように改める。
2 政府は、前項の大蔵省預金部特別会計への繰入金については、後日、同会計（同会計の資産及び負債が資金運用部特別会計に帰属した後は、資金運用部特別会計）から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。
- 3 政府は、第一項の農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

政府は、前項の繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

4 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律（昭和二十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第二項中「予算の定めるところにより」を削る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部から繰入金に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年十一月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

- 1 昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部から繰入金に關する法律
政府は、昭和二十八年年度において、昭和二十八年六月及び七月の大水害によりすみやかにその復旧を行う必要を生じた特別損害（特別損害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）第二條第二項に規定する特別損害をいう。）に係る同法第二十七條の規定による交付金の支払財源に充てたるため、同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、特別損害復旧特別会計の負担として、資金運用部から一億二千万円を限り、借入金をする事ができる。
- 2 特別損害復旧特別会計法（昭和二十五年法律第七十一号）第三條の規定にかかわらず、前項の規定による借入金は、特別損害復旧特別会計の歳入とし、その借入金の償還金及び利子は、同会計の歳入とする。
- 3 第一項の規定による借入金の借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行う。
- 4 政府は、第一項の規定による借入金については、後日、特別損害復旧特別会計から、その償還金及び利子に相当する金額を、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、昭和二十八年年度におきまして、風水害、冷害等が異常に発生したのであります。このため、農業共済再保険特別会計の農業勘定においては、再保険金の支払が著しく増加し、昭和二十八年年度において多額の歳入不足を生ずることと相成りましたので、本案は、この補填のため昭和二十八年年度において八十五億円を農業勘定に繰入れることができることとし、且つ農業勘定の積立金について、昭和二十八年年度における同勘定の歳出財源に充てたるため、歳入に繰入れることができることにしようとするものであります。

なお、一般会計からの繰入金については、将来、農業勘定において、決算上の剰余を生じ、再保険金支払基金勘定に繰入れる金額を控除し、なお剰余がある場合は、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰入れることとし、これに伴い、昭和二十四年法律第三十一号、昭和二十五年法律第二十九号及び昭和二十七年法律第五十七号についても同様の改正をしようとするものであります。

本案につきましては、農林委員会農業災害補償制度に関する小委員長松浦定義君より、農業災害補償制度に関する研究の経過等につき説明を求めると、慎重に審議したものであります。

次に質疑応答の主なものを申し上げます。

まず、「農業共済再保険特別会計の歳入不足を補填するため一般会計から繰入金をする措置はしばしば講じておるが、計画自体に杜撰な点があるのではないか」との質疑に対し、「自然災害を對象とするので困難な問題であるが、昭和二十七年年度においては、料率が改訂されたことと災害が比較的少かつたために黒字を出しており、長期的には均衡が得られると考えている」との答弁がありました。又、「資料によると、特別会計の不足金は百八十五億と推計されており、この不足金の補填として、再保険金支払基金から二十五億円、農業勘定積立金から五億円、一般会計からの繰入金八十五億円、別途手当を要する金額は七十億円と説明されており、又一般会計よりの繰入金として当初予定された百三十億円と、本案による八十五億円との差額四十五億円は、少くとも絶対必要な要手当金額とも考えられるが、この要手当金額はこれを如何に調達するか。又借入金をする場合、その利子負担は如何に処理されるか」との質疑に対し、「当初予定された一般会計よりの繰入金額は財源の振合上八十五億円に削減されたのであるが、手当を要する金額については別途借入金等によつて資金措置を考えた。借入金をする場合は一応資金運用部資金が考えられるが、同資金は殆んど余裕がないので、勢い市中金融機関から借入れることとなるが、その場合、農林中央金庫等が予定される。借入金の利子については災害対策予備費で負担することとなる。なお詳細については目下鋭意検討中である」との答弁がなされたのであります。

その他詳細については速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましところ、小林委員より、政府の認定によつても少くとも四十五億円は別途補填されなければならぬものと考えらるから、責任を以て速かに資金措置を講ずることを条件として、本案に賛成するとの意見が述べられ、森下委員より、一般会計からの繰入金の最低見込額を当初百三十億円と言明しながら、今回八十五億円にしたことは、単に三党協定に基く予算案修正に係る不確実な措置であるから本案に反対するとの意見が述べられ、野澤委員より、本年度は未曾有の凶作とも申すべきであり、この際、生産者である農家に善政を施すことが先決問題と考へる。然るところ、一般会計よりの繰入金を四十五億円削減したことは全く心外に堪へないところであつて、本案に反対するとの意見が述べられ、次いで平林委員より、資金繰りについては広く本年度の財政投融資計画の再検討によりこれを求むべきであり、且つ農業災害補償制度も全額国庫負担とすべきであつて、今後十分検討をされることを条件として本案に賛成するとの意見が述べられたのであります。

討論を終了し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年年度における特別鑑査復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案について申上げます。

本案は、特別鑑査復旧臨時措置法の規定に基き、すでに特別鑑査の認定を受けた家屋のうち、昭和二十八年六月及び七月の大被害により速かに復旧を要するものについては、本年度内に鑑査復旧工事を実施することとし、その財源として、特別鑑査復旧特別会計の負担において資金運用部から一億二千万円を借入れようとするものであります。

本案審議においては、資金運用部の運用状況、特別鑑査の発生経過、借入金償還計画等について、種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたしたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

先ず農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案全部を問題に供します。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、昭和二十八年年度における特別鑑査復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第七より第八十七までの請願及び日程第四百三十三より第四百四十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員会理事宮田重文君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 只今議題となりました請願八十二件及び陳情四件につきまして、人事委員会における審査の結果を御報告申上げます。

先ず公務員の地域給に関するものは、請願七十八件、陳情四件であります。これは、それらの地域における物価、生計費、その他の事情から、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたことの要望であります。地域給の制度については、人事委員会におきまして合理的解決を図るため努力いたしている次第であります。委員会におきましては、これらの願意はいずれもおおむね妥当なるものであり、政府をして十分に調査研究の上、所要の措置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の合議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、寒冷地手当等に関する請願三件、新炭手当に関する請願一件であります。寒冷地手当等に関する請願については、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律等

について改正を加え、その支給率を増加すると共に、その支給地域の報告は従来内閣のみになされていたものを国会にも併せて報告することとし、又その適用範囲についても公共企業体職員等にも及ぼすように措置せられたことの要望であり、新炭手当に関する請願は、秋田県に在勤する公務員に速かに新炭手当を制度化して支給の実現を図りたいとの要望であります。人事委員会といたしましては、これらの願意はいずれもおおむね妥当なるものと認め、これらの請願を採択し、議院の合議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第八十八より第九十までの請願及び日程第四百三十七の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました請願四件及び陳情一件につきまして、外務委員会における審議の結果を御報告いたします。

先ず日程第八十八広島県市における旧軍施設返還に関する請願は、広島県市は、旧軍港市転換法の制定により、平和産業港都市として、旧軍施設跡に著々大工場の出進を見ました。現在国連軍の駐留により、これ以上工場誘致の余地がない状況であります。ところが現在国連軍に雇用されている者は約一万三百余名ありまして、これらの者は、若し国連軍引揚げという事態に直面する場合には、いずれも失業者となりますので、この事態に備え、工場誘致に必要な旧軍施設をできるだけ早期に返還されたいとの趣旨であります。

次に、駐留軍演習場設定に反対の請願陳情各一件のうち、日程第八十九岡山県日本原旧陸軍演習場接収反対に関する請願は、目下接収問題について政府当局及び日米合同委員会において検討中の日本原地帯は、県の農業行政の見地から見ると、県北部唯一の農適地であり、これを総合的に高度利用して農民生活の安定を図るべきであること、本地帯の活用により農業零細化の防止ができること、又、本地帯は草生地農業として酪農を導入し、以て農家経済の安定度を高めることができる等の理由により、日本原全域を開放せられたいとの趣旨であります。次に、日程第四百三十七の福井県若狭海上空の米空軍飛行演習場化反対に関する陳情は、右の若狭湾は日本海における最優秀の漁場で、福井県にとつては

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

昭和二十八年十一月七日 参議院会議録第六号 議事日程変更の件 愛知県大治村の地域給に関する請願外八十四件 議事日程変更の件 広島県市旧軍施設返還に關する請願外三件

一〇五

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号

議事日程変更の件 岡山県日本原旧陸軍演習場地下げに關する請願外三件 へき地教育振興促進に關する請願外一件
議事日程変更の件 戦傷病者援護に關する請願(四件)外十四件 議事日程変更の件 消費者米価下しに關する請願
外二十件 一〇六

県の漁業が挙げて本海区の宝庫に依存し、本県漁民の生命線となつてゐるもので、若し若狭海上空が米空軍の飛行演習場となれば、本県漁民の物心両面に受ける影響は甚大でありますから、かかることにならないよう格別の考慮を払われたいとの趣旨であります。

最後に、日程第九十、未帰還留同胞引揚促進等に關する請願二件は、いづれも終戦以來すでに八年を経過した今日、未だ数方の同胞が海外に拘留され、又消息不明であることは遺憾に堪えない。又肉親の堪え得ないところでありますから、初留同胞の帰還及び消息不明の同胞に対する調査究明につき、速かにその対策を確立実行し、又果敢に拘留されている戦犯者の釈放にも万全を期せられたいとの趣旨であります。

以上の各件は十一月六日の委員会において審査いたしましたがいずれもその願意を理由あるものと認め、これらを議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第九十一より第九十三までの請願及び日程第四百十八の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今上程せられました大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして御報告申し上げます。

本委員会におきましては、各案についてそれ〴〵政府の見解を聴取し、質疑応答を重ね、慎重に審議いたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

請願第六十六号、陳情第三号は、岡山県日本原旧陸軍演習場を、今日検討されつつある演習場に指定することなく、総合開発計画を実施し、岡山県農業の宝庫とならしめるため、速かに払下げられたいとの趣旨であり、請願第百二号は、尼崎港が未開港のため、同港出入船舶が多大の不便をこうむり、必然的に、大阪、神戸両港に依存する結果、中間経費が割高となつて、各種企業の合理化が阻まれておるから、本港を開港場に指定せられたいとの趣旨であり、請願第四百十五号は、本件の冷害による極端な減収は、単に本年だけでなく、今後数年間深刻な影響を関係農家に及ぼすことは明白であるから、その救済処置として、青色申告者以外の農家に対して、収支計算上生

じた超過経費について、青色申告者同様、繰越控除の臨時特例措置を講ずると共に、地方税法中特に固定資産税及び住民税の均等割について減免の措置等を講ぜられたいとの趣旨であり、いづれも妥当と考えられます。よつて以上の請願三件、陳情一件は、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 日程第九十四及び第九十五の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事鈴木亨君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○鈴木亨君 只今上程されました請願第五十一号及び請願第四百一十一号に關する文部委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右の請願二件は、いづれも僻地教育の振興促進を趣旨としたしておるものでありまして、経済的文化的に立遅れた僻地の学校教育、社会教育の充実に期するため、国と地方公共団体との責任による僻地教育振興の根本方策を樹立し、これに必要な経費の負担及び補助制度を確立する立法措置の実現を願意とするものでございます。文部委員会におきましては、慎重審議の結果、右二件の願意はいずれも妥当と認め、これを採決の上、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

これら三件、社会福祉に關するもの十三件、並びに社会保険に關するものが三件でありまして、医療及び公衆衛生に關するものは、下水道対策、国立療養所の整備、看護婦の増員等のものであります。社会福祉に關するものは、戦傷病者並びに戦没者遺族に対する援護、母子福祉対策、引揚者の援護等に關するものであります。社会保険に關するものは、健康保険療養給付期間の延長、国民健康保険事業に対する国庫補助の増額等に關するものであります。この種の請願陳情は、毎国会院議に付して内閣に送付し、その実現を促進しておるのでありますが、今回におきましても重ねて政府当局より実情を聴取し、慎重に審議いたしました結果、以上の請願陳情十九件は、いづれも願意は妥当なるものと認め、院議に付して内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔白井勇君登壇、拍手〕

○白井勇君 農林委員会に付託されました請願三十六件、陳情五件につきまして、このほど審査を完了しましたので、その経過及び結果の概要を御報告いたします。

右の請願及び陳情の趣旨は甚だ多様でありましたが、これを大別いたしますと、本年は御承知の通り数十年前來つてない災害がありましたので、この関係のものが最も多いものであります。凶作対策に関するものが十七件、次いで十三号台風等の災害復旧に関するものが六件、いもち等病害虫の防除に関するものが五件、本年産米価及び供出に関するものが三件、土地改良、溜池、干拓、農道等、農地に関するものが四件、林業改良普及事業等、林業関係のものが三件及び肥料価格、自作農維持資金及び人造米に関するものがそれぞれ一件であります。

委員会におきましては、これからの諸件につき政府当局の意見を徴しまして慎重審議をいたしました結果、未だ結論に達し得ない人造米推進等に関する陳情一件を除きまして、只今議題となりました請願三十六件、陳情四件は、いずれも全会一致を以て議院の會議に付し、採択の上、内閣に送付し、政府を促しまして、速かにこれが実現

を期すべきものと決定いたしました次第であります。(拍手)

右御報告を申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三百三十七、飢饉対策費国庫負担に関する請願を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事松平勇雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔松平勇雄君登壇、拍手〕

○松平勇雄君 只今議題となりました請願第三十二号飢饉対策費国庫負担に関する請願につきまして、通商産業委員会の審議の結果につきまして、極く簡単に御報告いたします。

本請願の趣旨は、本邦一の硫黄、硫黄化鉄を生産する松尾鉱山の飢饉対策について、従来の被害防止策としてつて来た飢饉水処理の方法を脱し、新しい研究調査による飢饉水完全処理の実施について国庫支弁による促進を要望しているもので、委員会は、その趣旨は妥当なるものと認め、採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は、委員長の報告の通りに採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこの請願は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三百三十八より第四百四十四までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 只今議題となりました請願につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの請願は、岐阜県大垣市三城簡易郵便局昇格に関する請願、茨城県大田村西方に特定郵便局設置の請願、静岡県新野村簡易郵便局の昇格に関する請願の三件でありまして、これらはいずれも関係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につき郵政省の措置を要望するものであります。これに対しまして郵政当局より、三城簡易郵便局の昇格については、取扱数も少く、郵政省

において定めておる特定局設置標準には達せず、又、新野村簡易郵便局の昇格については、設置標準には達しておるが、取扱数も少く、他との振合い上げれども困難である。次に大田村西方に特定局設置の件は、設置標準には達しているが、定員及び他との振合上急に設置は困難であるが、簡易郵便局の設置なら考慮する旨の答弁があつたのであります。

委員会におきましては、以上申述べました諸件につき、慎重審議の結果、いずれも願意妥協と認めて、これを採択し、議院の會議に付して、内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後七時四十三分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案修正議決報告書

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除染事業に対する特別措置法案可決報告書

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案可決報告書

本日議員から左の修正案を提出した。昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(石川清一君発議)

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案可決報告書

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十八年度一般会計予算補正(第一号)可決報告書

昭和二十八年度特別会計予算補正(特第一号)可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

昭和二十八年十一月七日 参議院會議第六号 十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除根事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。風水害緊急対策特別委員長矢嶋三義君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案
第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方

公共団体の起償の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律

第一条第一項中「大水害(以下「水害」という。)」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に改め、同条同項及び第二項中「水害」を「水害等」に改める。

第二条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法
第一条及び第二条第一項第四号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条及び第二条第三号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第四条 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

本則中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害」を加える。
第五条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

第一条第一項中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で指定する地域において生じた風水害」を加える。
第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。
第七条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

第一条中「大水害(以下「水害」という。)」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に、「同年九月三十日まで」を「政令で定めるところにより同年九月三十日、十月十五日又は十一月三十日のいずれかの日までとする。」に改める。

第八条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

〔附録等により生ずる災害を防止するために必要な事業に對する補助〕
第五条の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が、政令で指定する地域において、第一条に規定する風水害により甚しい被害を受けた海岸(海岸に接する海岸を含む。以下この条において同じ。)及びこれに接し、且つ、その効用を同じくする海岸について、海風、高潮、高潮等の通常の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業(自他法第二条又は農林水産省設置法第三十二条又は農林水産省設置法第三十三条に規定する事業)の補助(昭和二十五年法律第六十九号)の条において「指定措置法」という。第二條に規定する災害復旧事業を除く。を施行する場合

合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の十分の八を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸に係る負担法第二十条又は指定排水法第二十条に規定する災害復旧事業及び同項に規定する事業が、昭和二十九年年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第九條 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加え、「たい積土砂」を「たい積土砂等」に改める。

第二条中「大水害(以下「水害」という。)」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)」に、「水害」を「水害等」に改める。

第九條の見出し中「たい積土砂」を「たい積土砂等」に改め、同条第一項中「たい積土砂の排除事業」の下に「又は災害地域内に存する農地に水害等のため停滞している政令で定める表層以上の流水の排除事業」を、同条第二項中「当該排除事業を施行する者」との下に「たい積土砂の排除事業」とあるのは、たい積土砂の排除事業又は流水の排除事業」とを加える。

第十條中「排除事業」の下に「及び国がその費用を補助する流水の排除事業」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法は、政令で定めるところにより、同法第一条に規定する被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律は、同法第二条第一項に規定する休業であつてこの法律施行前に係るものについても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に

係るものについても、それぞれ適用する。

3 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(以下「たい積土砂排除法」という。)第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行したたい積土砂排除法第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村(市町村の組合を含む。)の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、同法を適用する。

4 たい積土砂排除法は、この法律施行前に施行されたたい積土砂排除法第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業〇〇についても適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年十一月三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 彌八郎

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年台風第十三号による海水の浸入のために生じた農地の塩害をすみやかに除去し、もつて農業経営の維持安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「除塩事業」とは、昭和二十八年台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために、かんがい排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業をいう。

(国の補助)

第三条 国は、政令で指定する地域内の除塩事業について、当該事業を施行する地方公共団体又は土地改良区(以下「事業施行者」という。)に対し、予算の範囲内で、左に掲げる経費を補助することができる。

一 かんがい排水施設の設置に要する経費

二 揚排水機に必要な動力費

三 客土に要する経費

四 石灰等の施用に要する経費

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、十分の九とする。

(事業計画の承認)

第四条 事業施行者は、当該事業に関する事業計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(除塩事業に対する政府の措置)

第五条 政府は、第三条の規定による補助に係る除塩事業が昭和三十一年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならない。

(監督)

第六条 農林大臣は、事業施行者に対し、当該事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2 農林大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村及び土地改良区に対して、政令の定めるところにより、前項に規定する農林大臣の権限を行わせることができる。

(補助金の返還)

第七条 第三条の規定により補助金の交付を受ける者が、当該補助金に係る除塩事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、農林大臣は、補助金のうちその施行しない除塩事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を滞りなく国に返還しなければならない。

(実施規定)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

一一〇

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する除染事業であつてこの法律の施行前に行つたものについても適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年十一月三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を被つた地域内にある地方公共団体であつて政令で指定するものが昭和二十九年三月三十一日までモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）により開催するモーターボート競走については、この法律施行後最初に開催する十二日に係るものを限り、当該競走に係る同法第二十条に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔矢嶋三義君等、拍手〕

○矢嶋三義君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害に

より被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

去る六月及び七月に、西日本、南近畿等に生じた大水害に対しましては、被害の激甚さに鑑み、その復旧促進と民生の安定を図るため、各般の特別措置を講ずるよう、二十四件に及ぶ特別措置法が制定されたのでありますが、御承知のようにその後更に八月には、京都、三重、滋賀等に豪雨による大水害が発生し、又九月には、近畿、中部地方を中心として多数の府県に台風第十三号による風水害が発生いたしました。政府は、これら八月及び九月の風水害につきましても、六月及び七月の大水害に対する復旧等に関する各般の特別措置と同様の措置を講ずることが必要であると考え、これを現行の特別措置法の一部改正の形で行うこととして、本案が提出された次第であります。更に衆議院において後に申述べますような修正議決が行われて本院に送付されております。

次に本案の内容について申し上げます。第一条から第九条までの各条におきましては、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法、昭和二十八

年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法、及び昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内の積土砂の排除に関する特別措置法の九法律について、おの／＼の一部を改正して、各法律に定められた特別措置を、八月及び九月の風水害についても適用するように規定いたしました。又附則におきましては、現行の各特別措置法と同様に、この法律の施行前に施行された災害復旧事業等についても、この法律を適用するための必要な規定を設けております。

なお本案につきましても、衆議院において次の通り修正されました。本院に送付されております。

即ち内閣提出原案の第八条並びに第九条に関する二点でありまして、先ず第八条の公共土木施設等の災害復旧に関する特別措置法の改正に對しましては、内閣提出の原案に、『第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。』とありますのを、『又は風水害』を加え、同条の次に次の一条を加える。』といたしました。新たに第五条の二を設

け、その第一項として、『地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が、政令で指定する地域において、八月及び九月の風水害により著しい災害を受けた海岸（海岸に接続する湖岸を含む。）及びこれに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸について、災害防止事業を施行する場合は、災害復旧に関する分を除いて、国が、政令の定めるところにより、その事業費の十分の八を補助する旨を規定し、且つ第二項として、災害復旧事業並びに前項の事業は、昭和二十九年年度までに完成するように政府が必要措置を講ずることとする。次に、内閣提出の原案第九条、即ち、「たい、積土砂の排除に関する特別措置法」の改正に對しては、新たに現行法の第九条の見出し中「たい、積土砂」とあるのを、「たい、積土砂等」に改め、同条の適用事業として「災害地域内に存する農地に水害等のため停滞している政令で定める基準以上の潜水の排除事業をも含ましめることとする」ものがあります。又その他、附則についても必要な修正を行なつております。

以上が衆議院より送付された本法律案の内容でございます。

本委員会としましては、すでに特別措置法の改正問題に關しましては特に小委員会を設置して検討し、又しばしば委員会或いは懇談会において種々論議を尽して来たのでありますが、更に去る十一月二日、本法律案の提案理由説明を聞いた後、連日に亘り委員会を開催し、衆議院修正提案者並びに関係政府当局との間に熱心な質疑が行われたのであります。

本法律案のうち、内閣提出の原案に盛り込まれております内容、即ち八、九月の風水害に對して、六、七月の大水害と同様の特別措置を講ずるとする改正点については、すでに本委員会においても意見の一致をみていたところでありました。又衆議院の修正に關する点については多々論議が尽されたのでありまして、以下その二、三の点について申述べることいたします。

先ず本法律案第八条に關する修正点につきましては、第一点として、「国庫補助率を如何なる理由を以て十分の八と定めたか、又かかる高率の補助を行う場合、却つて事業量を減少して事業の進捗を害するのみならず、河川法による河川事業等の補助率と比較してパランスを失ひ、公平を欠く虞れはないか」。第二点として、「仮に十分の八の補助率が決定した場合には、現行法による補助率との差額を第二次補正予算として措置することが考慮されているか」。第三点として、「海岸に接続する湖岸を含めたにかかわらず、同様の状態にあると考えられる琵琶湖等の湖岸を考慮しないのは如何なる理由によるか」等の質疑があつたのであります。これに對して衆議院修正提案者より、第一点については、「愛知、三重等の海岸は、過去の地震による地盤沈下の影響に加えて今回の高潮災害をこうむり、且つその被害の甚大さにおいて特異なる性格を有しているため、一応河川等の災害についても考慮したのである」と認められたものであり、当初十分の九の補助率の案も出たが、種々意見の調整を図つた結果十分の八と決定したこと。第二点については、「第二次

予算補正の問題はまだ話し合いをしたわけではないが、大蔵大臣の言明を信頼して、当然今後何らかの措置が講ぜられるものと考えていること。第三点については、建設省が設置する臨時海岸堤防建設部が行う事業に該当する区域として浜名湖を考へて、海岸に接続する湖岸を含めたのであるが、その他の干拓堤防等は、農林省当局の意見も聞き、単独立法によるほうが事業効果を挙げ得ると考へて含めなかつたのである。旨の答弁がありました。又建設省当局からは、事業量の膨大な実情に鑑み、種々の見地より高率補助には疑点があり、むしろ起債、融資等の措置により事業の進捗を図るべきではなからうか」との意見が述べられたのであります。なおこの問題に關しては、又、建設委員長より、建設委員会の多数の意見として、補助率を十分の八以内と改め、且つ地域を伊勢湾を中心とする愛知、三重の地域並びに浜名湖の入口に限定された旨の申入れが本委員会になされたのであります。

次に第九條の修正部分に關しましては、衆議院の修正提案者より、琵琶湖周辺、巨椋池附近その他の地域における長期の滞水による被害状況について説明があり、これらはいずれも自然排水が不可能であるため、少からざる費用を以て人工排水したものであつて、当然農地に堆積した土砂の排除と同一の考慮をなすべきであると考へて提案したとの趣旨を明らかにされた後、政令で定める基準を如何に考へるかとの質疑に對し、「明確な線を農林省と協議したわけではないが、一応、人工排水をしなればならない地域で、且つ相当の面積と水量の個所に限定して考へている旨の答弁がなされたのであります。更に、排水事業は農地の災害復旧事業の中に含めて取扱ひ得るのではないかと云う点については、大蔵省及び農林省当局より、「現行政令第四百四十六號第二條第二號の規定を適用して、長期且つ異常なる量の滞水に限り、農林大臣が特に必要と認めた場合、排水に要する諸器材の損料、燃料、電力等の消耗資材及び特定労働費等を対象として、災害復旧事業の応急工事として認め、國の補助を行うことに話し合いがついてゐる」旨の答弁がありました。又補助率については、委員のうちから、農地の災害復旧事業と同様十分の九とするのが妥当ではないかとの意見も述べられたのであります。

なお、以上のほか、地方公共団体の起債の特例の法律の第一條の二項二號にいう「その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用」とは如何なるものを考へているか。或いは地すべりを起し、被害を生ずる危険のある地域において、地方長官が家屋の移転を勧告した場合の補償措置を國の補助によるべきか等の点についても、それぞれ關係政府当局の意見を聞き、慎重なる審議を行なつたのであります。また、これら審議の経過の詳細につきましては一々申述べることを省略し、速記録により御承知願ひたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、三浦委員より、先づ「地すべり等の防止事業並びに堆積土砂の排除事業を國が直接施行する場合の当該事業の地方負担率は、現行特別措置法の規定にある、國以外の者が施行する場合の國庫補助に對する地方負担率」と同一でなければならぬもので、國の直接施行に關する規定を補完する必要があるとの理由を以て、地すべり等の防止事業に對しては、第八條中第五條の改正規定を改め、新たに第五條の二項として、「國が、政令で指定する地域において、地すべり等の防止事業を施行する場合、当該事業費に對する地方公共団体の負担の割合を十分の一とする」旨を規定し、更に第十條の次に第十條の二を設けて、「國がたい積土砂の排除事業を施行する場合、当該排除事業費に對しては國がその全額を負担する」旨を規定すること。次に第八條中衆議院の修正に係る第五條の二の規定については、八月及び九月の風水害のみならず、六月及び七月の風水害をも含めしめるほうが、一連の特別措置法と法文体系を合致させるゆゑであるので、同條規定中「風水害により」とあるのを「大水害又は風水害により」と改正すること。及び海岸を考慮するならば、当然同様の状態にある湖岸をも含めしめるのが妥当であるとの理由を以て、同規定中に、背後に農地を有する湖岸を入れること。並びに、その補助率については、他の河川等における改良事業の補助率又は地方負担率とのバランスを考へ、且つ限られた國の財政面より事業の進捗を極力図ることが必要であるとの理由を以て、「その事業費の十分の八を補助する」とあるのを、「その事業費のうち堤防等の施設につき被害のあつた個所に係る部分についてはその十分の八を、その他の個所に係る部分についてはその三分の二を補助する」と改めること。更に農地の排水事業については、先に質疑の過程において明らかにされたことと

く、農地の災害復旧事業として現行政令の適用により補助し得るので、特に立法の必要がないとの理由を以て、第九條中第九條の改正規定及び第十條の改正規定を削ること。並びに以上に附随する必要事項を改正する」旨の修正案が提出されたのであります。

かくて討論を打ち切り、採決に入り、先づ三浦委員提出の修正案を、次いでこの修正に係る部分を除く衆議院送付案の全部を、それ／＼多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除根事業に對する特別措置法案に對して、風水害緊急対策特別委員会における審議の状況及びその結果について御報告申し上げます。

去る九月、近畿中部地方を中心として各地を襲いました台風第十三号による被害は激甚を極めたのであります。そのうち、静岡、愛知、三重、和歌山等、各県下の海岸地方におきましては、海水の浸入のために生じた農地の被害は甚大なものがあつたので、これら被害農地の除根事業を速かに進行し、以て農業経営の維持安定を図る必要を認め、衆議院水害地緊急対策特別委員会提出の法律案として本案を提出されたものであります。

先づ本法案の概要について申し上げます。第一に、除根事業の定義であります。台風の第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために、河川、排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業であります。第二に、國の補助につきましても、政令で

指定する地域内の除根事業を施行する地方公共団体又は土地改良区に對し、予算の範囲内で、灌溉排水施設の設置に要する経費、揚排機に必要な動力費、客土に要する経費、石灰等の施用に要する経費等を補助することとし、國の行う補助の比率を十分の九としたしております。第三に、除根事業に對する政府の措置につきましては、昭和三十年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならぬこととしたしております。その他、事業計画の承認、監督、補助金の返還、実施規定等、所要の規定を設けると共に、本法施行前に行なつた除根事業についても本法を適用することとしたしております。

本法案は、十一月七日、提案者を代表して衆議院水害地緊急対策特別委員八木一郎君より提案理由の説明を聴取し、慎重審議をいたしました。その内容については委員会の会議録を御覧願ひます。

かくて質疑を終り、討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

最後に、只今議題となりました昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に關する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、衆議院議員の提案のものであります。本委員会には本月四日に本付託となつたものであります。委員会におきましては、本日の委員会において提出議員より提案理由の説明

を開きましたところ、その内容は、前国会で成立いたしました大水害地域における自転車競技法の特例法に関する法律の例に倣い、最初の十二日間に限つて、当該競走に係る納付金を免除し、六月から九月までの風水害によつて被害を受けた地方公共団体の財政の窮乏を緩和しようとするものであります。

本法案について各委員より熱心な質疑が行われ、殊に三浦委員よりは、免除された国庫納付金の使途について府より、その使途は風水害の復旧費に充当するものである旨の答弁があり、次に、委員より討論を省略して採決されましたので、討論を省略して採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對し、石川清一君より成規の賛成者を得て修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。石川清一君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

右の修正案の成規により提出する。
昭和二十八年十一月七日
発議者 石川 清一

賛成者

草葉 隆園	入交 太藏
石村 幸作	吉田 萬次
大矢半次郎	伊能 芳雄
加藤 武徳	寺尾 豊
横川 信夫	石黒 忠篤
楠見 義男	廣瀬 久忠
森田 義衛	田村 文吉
成瀬 晴治	近藤 信一
重盛 壽治	湯山 勇
田中 一	松澤 兼人
山下 義信	東 隆
棚橋 小虎	木村禧八郎
有馬 英二	一松 定吉
深川タマエ	松原 一彦
堀木 謙三	最上 英子
松浦 定義	菊田 七平
八木 幸吉	武蔵 常介

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条中第五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第五条の見出しを「地すべり等の防止」に改め、同条中「大水害」の下に「又は風水害を」、「必要な事業」の下に「(以下この条において「地すべり等の防止事業」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国が、政令で指定する地域において、地すべり等の防止事業を、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができる事業として、施行する場合においては、当該防止事業の事業費に對する当該地方公共団体の負担の割合は、これらの法令の規定にかかわらず、十分の一とする。

第五条の次に次の一条を加える。
(海岸についての高潮等による災害の防止のために必要な事業費に對する補助)
第五條の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区(土地改良区連合を含む)が、政令で指定する地域において、第一條に規定する大水害又は風水害により著しい災害を受けた海岸(海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。)及びこれに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸について、暴風、高潮、水、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業(負担法第二條又は農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)以下この条において「暫定措置法」という。)第二條に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業を除く。)を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費のうち堤防等の施設につき被害のあつた箇所に係る部分についてはその十分の八を、その他の箇所に係る部分

についてはその三分の二を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸に係る負担法第二條又は暫定措置法第二條に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業並びに前項に規定する事業が、昭和二十九年年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

「石川清一君登壇、拍手」

○石川清一君 私はこの際、只今上程になりました昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

修正案文はお手許に配付された通りであります。

只今の委員長の御報告により、この法律案の第八條關係の改正として、衆議院における修正により第五條の二として加えられました海岸についての災害防止のために必要な事業の補助に關する規定を更に修正して、背後に農地を有する湖岸をも海岸同様その災害防止のために必要な事業について補助することとしたしております。この背後に農地を有する湖岸について災害防止のために必要な事業について、その実施を促進する必要があることは、私もこれを認めるにやぶさかではありませんが、この湖岸につきましてはなお若干検討を要する点もあり、今後引續き調査研究の晩において、適当な成果を得、法制化することが、この際、諸般の事情をも考慮して適当であると存じます。従つてこの修正案におきましては、委員会の修正に對し、右の背後に農地を有する湖岸について、の事業を第五條の二の補助の対象から除外した内容のものであります。その他の点は委員会修正通りのものであります。

以上を以て本修正案の提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これより三案の採決をいたします。

先ず昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

先ず石川清一君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて石川清一君提出の修正案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、只今可決せられました修正部分を除く委員会修正案を含む本案全部を問題に供します。可決せられました修正を除いた部分は委員長報告の通り修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて石川清一君発議に係る修正を除く部分は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。よつて昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の

特例に関する法律等の一部を改正する法律案は修正議決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案、

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳真吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

〔この法律の趣旨〕

第一条 この法律は、昭和二十八年に政令で定める地域内において生じた冷害及び昭和二十八年六月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大豆、はたか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

〔定義〕

第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦(麦製品を除く。以下本条において同じ。)又は雑穀を生産する農家であつて、冷害等による著しい減収のためその生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

〔米麦の売渡〕

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし冷害等による減収の程度を参し、よくして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従い売り渡すものとする。

〔売渡の価格〕

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米麦の購入価格がおおむね左の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米穀については玄米

(三等)一石につき八、二〇〇円

二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

三 大豆については普通小粒大豆(三等)五二・五キログラムにつき一、六三七円

四 はたか麦については普通はたか麦(三等)六〇キログラムにつき二、一九三円

五 小麦については普通小麦(三等)六〇キログラムにつき一、九七二円

六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

〔この法律の目的〕

第一条 この法律は、昭和二十八年における冷害(冷害による病虫害を含む。以下同じ。)によつて損失を受けた農業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合(農協)又は金庫のうち新設農協入会資金及び協賛金、農協が、昭和二十八年八月から金については農業協同組合又は農協組合、十二月までの間において収獲される農作物又は畜産物(以下「農作物等」という。)の冷害による減収が当該農作物等の平年における収獲量の

百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けた農業者(以下「被害農家」という。)に対し、種苗、肥料、飼料等の購入資金、副業資金、その他農業経営を維持するために必要な資金として、昭和二十九年五月三十一日までに貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一 当該被害農家に対する貸付金額が、市町村長の認定する冷害による損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円(北海道にあつては二十万円)のいずれか低い額(年又は年を所有する被害農家に貸し付けられる場合にあつては、その額に更に三万円を加えた額)

二 償還期間が、五年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

三 利率が、市町村又はその耕地面積が十町歩以上である開拓地区で、農作物の冷害による減収額による減収が平年における収獲量の百分の二十をこえるもの又は

が平年における収獲量の百分の三十をこえる耕地の合計面積がその区域内における全耕地面積の百分の十若しくは百町歩をこえるものの区域内において農業を営む被害農家に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の被害農家に貸し付けられる場合は年六分五厘(当該被害農家が開拓者である場合には、年

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案外二件

一四

五分五厘) 以内のものであること。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金(農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該協同組合が協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該協同組合が協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

より、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該協同組合が協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合(以下「協同組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に連するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならぬこと。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四号 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合における当該補助に係る同項各号の経営資金の総額は、二百五十億円を限度とする。

二 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、貸付の利率が第二号の規定により年五分五厘以内で定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、貸付の利率が同条の規定により年三分五厘以内で定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

第五号 第三号第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

第六号 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三号第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付

第六号 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三号第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付

第六号 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三号第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付

すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 彌八郎

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百八十億九千三百万円」を「二百五億九千三百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年年度において出資するものとする。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 只今議題となりました冷害等関係三法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案について申し上げます。

本法律案は、本年の冷害並びに冷害による病虫害によつて損失を受けた農業者に対する資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資するため提案せられたものでありまして、その内容は、過ぐる第十六回特別国会において、西日本を主とする水害に対処して成立を見ました、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法に準ずるものでありまして、その大要は次のようであります。

即ち、この法律案による融資の対象となる農家は、本年の冷害及び冷害による病虫害のため、本年八月から十二月までの間において収穫される農作物又は薪につきまして、平年作に比べて三割以上の減収をこうむつた者でありまして、資金は、種苗、肥料、飼料等の購入に必要なものを初め、副業その他の農業経営を維持するため必要なもので、昭和二十九年五月三十一日までに貸付けられ、貸付金額は被害農家一戸当たり北海道では二十万円、その他の地

方では十五万円の範囲内、償還期間は五年以内、利率は、一般は年六分五厘、開拓者に対しては五分五厘でありまして、被害の特に甚だしい町村又は開拓地区における被害農家に対しましては年三分五厘とし、資金の貸付は農業協同組合又は金融機関によつて行われ、農業協同組合はその資金源を都道府県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫に求めることができるのであります。而して都道府県又は市町村がこれらの金融機関に対して利子補給及び損失補償を行う場合、国はその経費の一部について都道府県に対して補助することとなし、利子補給につきましては、都道府県又は市町村が年五分乃至八分を補給した場合、国はそのうち年二分五厘乃至五分五厘に相当する額を補助し、損失補償につきましては、都道府県又は市町村が融資総額の百分の四十まで補償した場合、国がその二分の一を補助することとし、これらの国の補助の対象となる融資は総額百五十億円限度となつておりまして、右の政府原案に対しまして、衆議院におきまして、

(一) 融資取扱機関として、新炭原木購入資金及び炭がま構築資金については森林組合においてもこれを取扱うこととする。

(二) 融資の対象に家畜維持資金をも明文化すること。

(三) 貸付金額について政令で定めることになつているところを法律の規定

によつて明文化して、その基準を緩和すると共に、牛又は馬を所有する被害農家に貸付けられる場合は更に三万円を加算すること。

(四) 被害農家の認定基準に改訂を加え、適用区域を拡大すること。

(五) 前に述べましたように、融資取扱機関として特定の場合においては森林組合をも追加したことに従つて、国庫補助の取扱をこれに即応せしめること。

(六) 国の補助の対象となる経営資金の総額の限度を百五十億円から二百二十億円に増加すること。

等の修正を加えて議決して、本院に送付して来たのであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、今次の冷害に処する対策の一環として、冷害地帯に新たに土地改良その他の救済土木事業を起し、これらの事業による労賃収入によつて被害農家の現金収入の補いとするを所期し、而してこれらの事業の事業費の地元負担分に対して、農林漁業金融公庫において融資することとし、これが資金に充てられるため公庫の資本金を——これは当初は十億円でありましたが、補正予算修正に伴つて二十五億円に改められたのであります——二十五億円に増額するため、公庫に対して政府から追加出資を行うため提出されたものであります。

次に、昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案について申し上げます。

本法案も又第十六回特別国会において成立いたしました昭和二十八年六月及び七月の大雨害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律に準ずるものでありまして、ただこの法律におきましては、生産農家が水害によつて、その生産して所有していた米麦が流失、埋没或いは腐敗のため著しい被害を受け、飯用食糧に不足を来した農家を対象としておるのに対し、

して、本法律案は、昭和二十八年に政令で定める地域内において生じた冷害及び昭和二十八年六月から九月までの間に同じく政令で定める地域内において生じた風水害によつて、米麦又は雑穀を生産する農家が、著しい減収をこうむり、これがためその生産した米麦又は雑穀が自家飯用に著しく不足する旨、都道府県知事の認定を受けた農家に對して、一定の数量の米麦を生産者価格程度の特別価格で都道府県及び市町村を通じて売渡し、被災農家の食糧の不足を補い、その救済に役立たせようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法案とも極めて熱心な審議が行われたのでありまして、その詳細につきましては、時間の関係上、ここに、これを省略して、会議録に譲りたいと存じます。

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 議事日程追加の件 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)外一件

かくして三法律案とも質疑を終り、三法律案を一括して討論に入りましたところ、北委員から、以上冷害関係三法律案の施行に当つて、政府におけるこれが実施に遺憾なきを期するため、附帯決議の動議が提出されたのでありまして、この際、右附帯決議案を朗読いたします。

政府は冷害関係これら三法律案の施行に当り、次の事項について遺憾なく措置すべきである。

(一) 被害農家に對する融資の資金源は、専ら農業協同組合系統金融機関等の金融機関の自己資金が対象となつていて、これら金融機関に對する災害金融の期待は、本年春の凍霜害以来今回の冷害を加えて数百億円の多額に達している。然るに打撃く災害によつて農家における貯金の引出し或いは不作による収入減等のため、これら金融機関における資金の蓄積は樂觀を許さないものがあり、又、本融資は五年以内に中期金融に属するものであつて、これにのみ融資をするときは、六、七月の候、資金の端境期において組合金融に押寄せを来たす虞れがある。かかる情勢に對処して、融資に對して、これら金融機関の完全な協力を期待するため、政府は今後におけるあらゆる事態に備えて、これら金融機関における資金繰りに支障を来さない

よう、これが資金源の確保に對して財政資金の投入等遺憾なく措置すること。

(二) 政府は被災農家の需要する資金の供給に万全を期するとともに、地方被災農家の農業並びに生計上における必需物資の供給の確保及び価格の適正等、物の面における対策についても遺憾なく措置すること。

(三) 冷害対策救済土木事業における団体営灌漑排水事業、土地改良事業及び治水施設事業等に対する補助率を五割以上に引上げ、且つ対象面積を一団地三町歩以上に引上げる。

(四) 農林漁業金融公庫における被災地に對する貸付金の利率、据置期間及び償還期限等の貸付条件を極力緩和すること。

(五) 被害農家に對する米麦の特別売渡に當り、米麦の売渡数量の算出につき、従来、供出農家であつて、たま／＼今次の冷害等によつて非供出農家に転落した農家に對する米麦の売渡数量の算出に當つては、当該農家の従来の米の保有量を十分に考慮すること。

(六) 米の生産についてみて、農林省発表による十月五日現在の試算収穫高に對して、十月十五日現在の予想収穫高は、僅々十日間に約百万石、約百億円の被害が拡大しているのであつて、思いを今

後に寄せるとき、甚だ遺憾に堪えないものがある。かかる情勢に對して政府は冷害対策の完璧を期し、これがため必要とする経費を第二次補正予算に遺憾なく計上すること。

(七) 冷害対策実施に必要な経費を賄うため、食糧増産対策費等の既定予算を削減せざるは勿論、今次の冷害にかんがみ、食糧増産に對する施設の拡充を図ること。

(八) 政府は今国会に提出せられた農林関係冷害対策関係法律案に關連する政令について事前に当委員会に内示すること。

以上であります。その他には別に発言もなく、續いて三法律案を順次採決に付しましたところ、いずれも全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで北委員の動議による附帯決議につきましても、提案の通り全会一致を以て可決せられたのであります。なお、これら附帯決議については、政府において誠意を以てこれが実行に當られることを期待いたしまして、報告を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)

以上兩案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。予算委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)
右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)
右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年十一月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔青木一男君登壇、拍手〕
○青木一男君 只今議題となりました昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、主として本年度の異常なる風水害並びに冷害に對処するため、特に緊要と認められる災害対策費等に限定して編成の上、去る十月二十九日国会に提出されたのであります。その後、政府は、災害予算に關する三党協定成立に伴う諸般の事情を考慮し、国会法第五十九条の規定に基づき、衆議院の承諾を得てこれを修正いたしましたのであります。政府原案は、当初に比し若干その内容に変更を來したのであります。即ち、その修正の要

点は、農業保険費を四十五億円増額して、冷害等対策費を四十五億円増額したことであり、併しながらこれによつて補正予算の歳入歳出総額には何ら異同を生じなかつたのであります。以下簡単に補正予算の内容を申し上げます。

第一に風水害対策費であります。当初予算におきます當年発生災害のための予備費は百億円でありましたが、去る六月の西日本水害を初め果次の風

害は、農業保険費を四十五億円増額して、冷害等対策費を四十五億円増額したことであり、併しながらこれによつて補正予算の歳入歳出総額には何ら異同を生じなかつたのであります。以下簡単に補正予算の内容を申し上げます。第一に風水害対策費であります。当初予算におきます當年発生災害のための予備費は百億円でありましたが、去る六月の西日本水害を初め果次の風

水害により、公共土木施設、農地等の被害が甚大であつた上に、前国会で成立した特別措置法による国庫負担の増加もありましたので、今回の補正において、災害予備費の追加十五億円を含めて風水害対策のための経費として三百億円が追加計上されました。

第二は冷害等対策費であります。冷害地等の深刻な実情に鑑み、この際、特に土地改良、開拓その他の救済土木事業の実施、補助率の引上げ、営農資金の利子補給、種穀の確保、罹災農家に対する米麦の廉売、延納、生活保護費の追加等、各般の臨時救済措置を講ずることとし、農林漁業金融公庫の出資の増加二十五億円、災害対策予備費の追加三十億円を含め、冷害等対策のための経費として百十五億円が追加計上されました。

第三は農業保険費であります。今春の麦及び蚕繭の被害により農業共済再保険特別会計において約四十億円の赤字を生じておりますが、その後の災害により水稻の被害巨額に達する見込みでありますので、この際一般会計より八十五億円の繰入れを行い、基金二十五億円、積立金五億円と合せて再保険金の支払に充てることにいたしました。

第四に奄美群島復興善後処理費であります。奄美群島復興に伴う琉球政府諸機関の引越、運営、公共施設の整備、産業の振興等、その他受入措置に

必要な経費として十億円計上されております。

以上今回の補正による歳出追加額は合計五百十億円でありまして、そのうち五百億円が広義の災害対策費であります。

次に、これらの歳出に対する財源について申し上げますと、専ら租税等の自然増収と既定経費の節減を以て賄つてゐるものであります。先ず既定経費の節減につきましては、公共事業費、食糧増産対策費につき、災害復旧費を除き、新規事業の抑制、既定計画の重点化等により、当初予算額より五十九億円の歳出の節約をいたしております。か、平和回復善後処理費において七十億円、住宅金融公庫の出資において十二億円、特定道路整備事業特別会計への繰入れにおいて十五億円の減額を実施し、歳出の節約総額は百六十六億円となります。一方、歳入の増加につきましては、租税及び印紙収入におきまして三百億円の自然増収を、又政府資産整理収入、雑収入におきまして四十四億円の増収を見込んでおり、歳入の増加額は合計三百四十四億円となり、結局補正額は歳入歳出ともに三百四十四億円となり、補正後の昭和二十八年度一般会計予算総額は歳入歳出とも九千九百九十九億円と相成るのでござい

ます。

なお、特別会計におきましても、災害対策と関連しまして、農業共済再保

險、特別鉱害復旧、特定道路整備の各会計におきまして、それ／＼予算の補正をいたしております。以上が昭和二十八年年度補正予算の概要であります。

さて、本件は十一月三日衆議院を通過し、本院に送付され、十一月四日より審議を始めたのでありますが、審議に入るに先立ち矢嶋風水害緊急対策特別委員長より特に発言の要求がありまして、同委員会における審議の状況を報告されました。

以下当委員会において委員と政府当局との間に交わされました質疑応答の主なものについて申述べます。先ず「今年の水害に對しその対策費を三百億円としたところの根拠はどうか。冷害対策を含めて五百億円というのは、本年の異常災害に對する予算として少な過ぎるのではないか。更に災害対策のため第二次予算補正をなす意思はないか。今回計上されてある予算以外に地方公共団体に災害費の融資を行うよう三党申合せがあるというがどうか」というような諸点でありました。これらの点につきましては政府は「風水害対策費三百億円としたのは財政事情によるものであり、二十八年発生災害復旧事業費としては二百四十三億円であるが、そのほかにすでに災害予備費として支出済みの三十一億円、予備費の残り十六億円、今回追加計上した予備費十億円がある。なお冷害対策費の中にも農林と建設の關係の災害復旧費があるの

で、合計して三百十二億円、これにより本年度発生災害の二割は復旧工事が施行できる。国費負担となる災害復旧費の総額は、純然たる災害復旧公共事業としては、過去三カ年の実績に基き事業別に査定した結果、国の負担分は千五百六十五億円となつたのである。これが年次割については、政府は三党申合せの趣旨を尊重し、工事量として三割、五割、二割の比率となるよう努力する所存であるが、今次予算に計上してある二割との差一割分即ち百五十七億円については、今後工事の進捗状況を視み合せ、真に緊急なるものについては、資金運用部等の資金融通で実施せしめる方針である」と説明されました。

次に、「政府が一度確信を以て国会へ提出した予算案を、政府与党を含めた三派の協定により修正せしめられたことについての政府の責任をどう思うか。百五十七億円の融資は財政的裏付けが不十分で、実際には出ないのではないか。現在のつなぎ融資百八億円及びこの百五十七億円の融資につき利子補給の措置が講ぜらるべきではないか」等の質問がなされました。これに對し政府は「予算の修正はもとより好ましいことではないが、少数内閣として予算の一日も早い成立を望むためとつた止むを得ぬ措置であつた。地方融資は百五十七億円を最高限度として、進捗状況と必要性を見て出すが、その

財源は、資金運用部資金のみでは、今回の予算補正に伴う運用計画の変更により余力が十分でないから、不足であれば地方銀行の資金を利用することなども考慮せねばならない。これらのつなぎ融資は、市中融資であれば利子補給も考えねばならぬが、大部分は資金運用部分であるから、目下研究中である」と答えられました。

次に冷害対策費については、「冷害対策を講ずる上の政府の基本的考え方どうか。今回の冷害は地域により非常な差等があるので、冷害対策費の使用に當つて、真に困窮している地方に金が出るような特別の考慮を払うべきだと思ふがどうか。農業保険から四十五億円を削つたが、共済金の支払に支障はないかどうか。冷害対策予備費に三十億円も計上しているのは不適当ではないか」等の質疑がありました。これに對し政府は「今年の異常な冷害に對しては速かに農業共済金を支払い、救済土木等により被害地農民の手に資金の落ちる方策を講ずること、食糧不足農家には食糧の廉価配給を行い、且つ営農資金の確保を図ることにより明年の再生産に支障ないようにする。而して冷害対策費の配分に當つては、冷害が非常に不均衡に発生している事実を即応し、町村ごとに検討し、被害の最大な個所から着手されるよう措置する。共済金の支払は農林中金の資金で十分賄い得る」と答弁されました。又「冷

害対策予備費については、救護土木に二十億圓、保護苗代助成費五億圓、一般補助費の増加五億圓という工合に、大体の使途はきまつてゐる」と説明されました。

なお、予算全般の問題としては、「今回の補正予算の財源繰出のためとられた措置について、政府はインフレになる虞れがあるから、災害対策費を殖やせないと言つて、住宅対策費や、食糧増産費や、公共事業費を削りながら、一方に防衛関係のごとき不生産的支出に手を触れないのは矛盾ではないか」という意見がありました。又、「第二次災害対策費を計上する意思はないか。今回の補正に漏れた一般補正予算はいつ国会へ提出されるか」という質問に對しましては、「政府としては、今年度内に災害対策費の第二次補正は行わないこと、一般補正の分は通常国会の初めに提出する」と答弁されました。

更に二十九年度の予算の見通しであります。これについては大蔵大臣も非常に困難であることを認めました。併しその中においても、防衛力増の方針に基く保安庁費の増額と、災害復旧費と、砂防を中心とする治山治水の恒久対策等を重点的に取上げたいと述べられました。

このほか、予算とも関連する重要な問題として質疑を重ねたものに、人事院勧告、公企労法に基く仲裁裁定、食糧供給並びに米価問題等がありまし

た。前者については、人事院勧告を實施することは、今年度は財政事情から至難であること、公企並に現業公務員の仲裁裁定も、ベース・アップを行うことは、今年の資金繰りのみならず、明年以降の収支と更に一般公務員との均衡なども考えねばならず、その実施は容易でないというのが政府の見解でありました。これについては、政府のこのような態度に公企労法を骨抜きにするものであり、重大な結果が起るのではないかと質疑がありましたが、緒方國務大臣より、政府は今後国民も公務員も納得するような解決が得られるよう努力したいと答弁されました。食糧問題についても熱心な議論が交わされましたが、その中で、「先に決定を見た豊凶係数による引上額石当り五百圓のはうは別として、その後ろの推定により更に大幅の引上げが考えられるかどうか。若しその場合これを財政負担でやるとするならば、その分は米価に繰込まないで凶作対策費に廻したほうがよいと思うかどうか」との質疑に對し、「豊凶係数の計算方式はまだ米価審議会より答申を得ていないので未定であること、この加算額は理論上からは消費者米価に入れるべきと思うが、消費者米価にそのまゝ一度にかぶせることは適当でないと思うから、数年に分けて負担してもらうのがいいのではないかと考えている」との答弁がありました。又「政府は米食

率は確保すると言明しているにかかわらず、地方においてはすでに米食率が引下げられているのではないかと」との質疑に對しては、政府が米食率を確保するといふ意味は、消費地の最低米食率はこれ以上下げないということであり、生産地より移入県に転落した府県の米食率は消費地並みに引下げることとはこれは止むを得ない」と答弁されました。

次に防衛問題その他重要な国際関係の諸問題であります。先ず前者につ

きましては、「最近、政府は防衛問題に關し、従来よりも更に一歩前進し、防衛力増強の義務を認め、保安隊が直接侵略にも当たることを認め、更に保安隊が軍隊であることを認める等、防衛の基本方針に重大な変更を加えたのではないかと」との質疑に對し、政府側より、「何ら根本的に変つた点はなく、日本が自國の独立をみずから守るために、駐留軍の漸減に備へ防衛力を漸増すべきは当然であり、又我が國が直接侵略を受けた場合、保安隊が武器を取つてこれに當るのも当然であり、更に保安庁法を改正して、外敵の侵入に對抗し得るものにしたとしても、保安隊は法的意味の軍隊ではあり得ないが、通俗的に軍隊と称しても差支へはない。而して自衛力を漸増して遂に戦力に至つたときには憲法改正の必要があるが、併し今日再軍備は考えていない」との答弁がありました。

中共貿易の問題であります。第一十六国会の日中貿易促進に関する決議の趣旨に基いて、日中貿易促進議員連盟は、去る十月二十九日、中國との新しい貿易協定を締結して来たが、これに對する政府の見解はどうか。又、中國政治協商會議の代表者を我が國に迎へることについてどのように考えるか。又一般的に日中關係についての所見如何」との質疑に對しましては、「日中貿易の振興にはできるだけ努力するが、外交未だ回復しておらず、我が國としては國運協力のためもあるが、協定が十分実行せられるかどうかについては疑問がある。又、中國政治協商會議の代表者を受入れることについては、政府としては慎重な考慮を要すると思ふ。日中外交の回復については、それを実現する手段がないから、いたし方がない」といふ答弁がありました。

最後に、池田・ロバートソン會談について熱心なる質疑応答がありました。先ず「吉田首相が、池田特使は首相の個人的特使であり、その声明は首相個人を拘束するが、政府を拘束するものではないとし、国会でその内容を説明することを避けているが、憲法上、政治上、納得しがたい。又新聞の報道するところによると、日本政府は右日米共同声明の内容を全面的に確認する旨駐米大使を通じて米國に通告したとのことであるが、果して事実かどうか」との質疑に對し、「池田・ロバートソン會談は双方の意見を互いに開陳したにとどまり、何らの協定もしていないので、これを政府が確認するといふような問題は生じない。ただ同會談で、日本の防衛力、M S A及びガリオア等の諸問題について近く東京で協議を行うことに意見の一致をみているので、東京で會議を開くことに同意しただけで、共同声明の内容を確認したわけではない」との答弁があり、更に「この會談で一般的了解に達した防衛力増強、中共貿易の高度統制、その他いづれも日本の運命に重大な關係のある事項であるから、政府は會談の経過を國會に報告すべきであると思ふがその意思はないか」との質疑に對し、吉田内閣總理大臣より、「會談の成果は共同聲明に集約されているので、それ以上國會に對して報告することもない」との答弁がありました。

以上は委員會における質疑応答の主なるものであります。その他詳細につきましてはこれを速記録に譲りたいと思ひます。

かくして質疑を終局し、討論に入りましたところ、先ず日本社会党第四控室を代表して三橋委員より、本予算は相變らず再軍備費を含み、国土と國民生活を破壊するものであるとの理由で反対。自由党を代表して高橋委員より、本補正予算は災害予算として早急成立を希望して賛成。日本社会党第二控室を代表して松澤委員より、本補正

予算は災害予算として不適当であり、組替えるべきであるとの立場から反対。緑風会を代表して森委員より、災害予算の早期成立を希望する国民的要請に応え、運用上の要請を付して賛成。無所属クラブを代表して木村委員より、災害予算として貧弱、不十分であり、防衛費のために民生費、建設費を犠牲にしているという理由で反対。改進黨を代表して堀木委員より、一日も早く政府をして応急の措置をとることを可能ならしめるため希望を付して賛成。純無所属クラブを代表して三浦委員より、災害対策を早急に実施するため、希望を付して賛成の旨を述べられました。

かくて討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託せられました昭和二十八年年度予算補正二案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。なお最後に、森委員から、予算の不正不支出防止に関する決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致を以て可決せられました。

その決議は次の通りであります。
予算の不正不支出防止に関する決議
国民の血税を以て編成される予算は、厘毛たりといえども、これが不正不支出されるが如きは、許すべからざる所であるにも拘らず、会計検査院の年次報告に見れば、年々その件数を累加しつつあるは誠に遺憾の極である。未曾有の大災害に際し、之が復旧に關し、苟くも斯くの如き事態の発生せざる様、政府は速に具体的措置を講じ、万全を期すべきである。

右決議する。
右に對し小笠原大蔵大臣より發言を求められ、政府を代表して次のように所信を表明せられました。

「只今の御決議に基き、政府においては、御趣旨を体し法令の制定等具体的な方法を講ずることとし、仰せのごとく国民の血税を以て編成される歳出予算は最も効率的な運用を図ると共に、かりそめにも不正不支出に支出せられざるよう厳に措置することといたします。」

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 西案に對し討論の通告がございます。順次發言を許します。藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕
○藤原道子君 私は日本社会党を代表いたしました。只今上程になりました昭和二十八年年度一般会計補正予算並びに特別会計補正予算案に對し、反対の意思を表明いたすものであります。

政府は今国会の召集に當つて救護国会と稱し、予算も災害、冷害対策に限定し、これによつて罹災者に緊急処置の温情を与え、あたかも異常なる災害に悩む人々に大きな希望と期待を持たせ得るかのうに装つておるのであります。

りますが、果してこの予算案が救護一救看板で貫かれた国会にふさわしい内容を持つた補正予算案でありましようか。私は、政府のその誠意の微塵をも見出だすことができないのでございす。而も大蔵大臣が責任を以て提出したと稱する予算案を、大蔵大臣が両院本会議において説明をし、その舌の根も乾かないうちに、保守三党の衆議院の取引によりまして修正が加えられ、政府は当初の大言壮語にもかかわらず、みづから修正予算案を提出いたしましたのであります。保守三党が予算委員会において修正を行わず、衆議院の取引に終始したことは、みづから国会の審議権を輕視し、国会の威信を傷つけたものであり、これをそのまま吞んだ吉田内閣の態度も又少数内閣の弱さのためとは言へ無責任も甚だしく、民主主義政治の正常なる運営上甚だ遺憾であると言わなければなりません。保守三党がかかることを平然と行い、将来に對して悪例を残すならば、やがて国民の信頼は国会を離れて行くであります。而もかかる衆議院の取引によつて修正された補正予算案によつて果して罹災者が救われるのでありますやうか。災害が復旧し、或いは不安なき国民の生活が保障されるでございませうか。斯くてそうとは考えられせん。

先ず第一に指摘したい点は、今年の災害は、前国会の開会中の六、七月に起つた未曾有の暴風雨による九州、和歌山の災害以来、数次に亘るものであり、その被害の規模も全く異常に深刻なものであります。従いまして、第十六回国会におきましては、衆参兩院に水害地緊急対策特別委員会が設置され、又政府といたしましても対策本部を設け、災害者の救済と災害復旧のための努力を国民に誓われたはずであります。爾來、特別委員会は涙ぐましいまでの活動を行い、休会中といえども休むことなく、実情調査に、その対策に腐心されたことに対しまして、我々は心からなる敬意を表する次第であります。而して委員会は超党派的努力によりまして二十四の特別立法を行い、又復旧事業費の国庫負担分につきましては満場一致千八百億円としたのであります。従いまして、これを三・五・二の比率で支出いたしましたならば、本年度といたしましては当然五百四十億円を補正予算に計上しなければならなかつたはずであります。然るに政府は無慈悲にも、先ず総額を千五百六十五億円に削減し、予算にはその二割にも足りない僅か三百億円を計上したに過ぎないのであります。政府は本年度はこれで足りるとうそぶいてゐるのであります。政府が今回この種予算の三割の原則を二割に切下げられたその真意はいずこにあるのでありますやうか。口に災害対策、救護を叫ばれる政府並びに自由党、改進黨

の皆さんは、今度の災害がそんなに輕微なものとお考えでありましようか。現在なおその家は潮水に洗われ、水田の海水は未だに引かず、一年の努力による収穫を根こそぎ失ひ、その飯米に乏しき人々は、罹災半年を経過してなお住う家もできず、十一月のこの寒空に学校の教室に震えている人々の暗澹たる希望なき姿は見るに忍びないものがあるのであります。又冷害対策にいたしまして、政府及び保守三党によつて作られました修正予算案においては、農業保険費不足補填百三十億円のうち四十五億円を削つて、冷害対策費、農林漁業金融公庫出資の増加に廻して、辛うじて百五十億と辻褄を合したのであります。又財源といたしましては、既定経費削減分を計上しておりますが、そのうち、公共事業費、食糧増産対策費の削減、住宅公庫出資の二十二億円等、民生安定費を削減したのでございす。これ又我々の認め得ない点であります。なお大蔵大臣は、復旧事業の進行によつて資金運用部資金の融資を図ると言つておりますが、その数字的な裏付けはなく、従来の例や大蔵當局の言から見ますならば甚だ心許ない次第であります。殊に、實際には出さない肚が見え透いてゐるやうに思ふのでございす。

第二に、政府は、インフレの危険あるが故に補正予算総額をこの程度で抑え、インフレ要因の排除に努めると自

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)外一件

讀しているものであります。併しながら、ワシントン政府や財界の要望に従つて、インフレを口実にして、災害の復旧や冷害に悩む農民の生活に金を出し惜しみをしているものであります。これに對して、我が党は衆議院におきまして、両社共同組案といひまして、災害復旧事業費を六百億、凶作対策費といひましては、冷害対策費百三十億、農業共済保険繰入百五十億を計上し、政府の救済予算計上額五百億に對し計八百八十億といひしたのであります。なお、このほかに、農業金融公庫出資、つなぎ融資の利子補給等、合せて九百一億を計上いたしております。ところが、これに對して保守党の諸君は経済破壊のインフレ案であると言つておりますが、私は、今日再軍備を推進し国民生活を圧迫しつつある防衛費こそがインフレの要因であると(拍手)断ぜざるを得ないのであります。このたびの補正予算の問題は、防衛関係費の削減なしには解決は絶対にできないのであります。(その通り)と叫ぶ者あり、拍手)財界を初め政府手党は、口を揃えて、インフレを防ぐためにこれだけしか出せないのだと言われますが、不思議にも現在使ひ残されておる一千二百億に余る防衛関係費には一口も触れないのであります。災害復旧のために使う予算がインフレを起し、防衛費がインフレ要因には關係がないといふがごとき財界、政府手党の

考え方こそ、耳を掩うて鈴を盗むがごときやり方であると言わなければなりません。毎年の災害復旧が次年度へ次年度へと繰越されるために、年々共にその災害は増大し、いよいよ多くの尊い人命が失われ、一年の汗の結晶の収穫は一夜にして一物をも余さず蕪い去られ、ただでさえ不足の食糧がいやが上にも不足となり、なけなしのドルで、而も頭を下げ、高いまいまいお米を、外米をますます多く輸入しなければなりません。そうしてそのために貴重な外貨を使い果しておる。半面、罹災者の生活を地獄へ突き落しておる。この悲劇を思へば、今こそ過去の情性を一擲いたしまして、抜本的対策を講じて、再び災害をこうむらざるよう災害復旧を完全にいたし、且つ治山治水の政治を起し、以て民生の安定と食糧の増産の確立を図る積極的な政策の樹立こそ急ぐべきであると信ずるのであります。(拍手)曾つては食糧難、或いは洪水、飢饉、餓死者等々で有名でありました中国におきまして、今日革命後四年にいたしまして、すでにこれらの災害を完全に除去し、建設的事業が着々と進行しておるということは、以て政府は大いに参考とすべきものであらうと思ふのであります。

以上が救済国会における補正予算の実体であります。その他の国民のことは全然考慮せず、中小企業はつぶれても死んでも仕方がない、貧乏人は麦を食へ、金持が米を食うのが経済の法則だといふ自由党一流の考え方に終始いたしておるのであります。今日中小企業の困窮は想像以上のものがありますが、不況の深刻化につれて大銀行の金融の引締めはいよいよ厳しく、窮迫の度は今やその年の瀬を控えてまさに絶頂に達しておるのであります。併しながら、政府は、今回の補正予算ではこれに對し何らの予算をも計上いたしてはおりません。我が党といひましては、これが救済のために百億を計上いたしております。又公務員に對する人事院のベース・アップにいたしていても、すでに四カ月前に勧告されてゐるにもかかわらず、政府は今回全く予算的措置をせずに放置しております。又国鉄、専売、電通、通信、林野、印刷、造幣、アルコール等の公共企業体に對しましては、すでに仲裁裁定が出ておるにもかかわらず、そして又当局は予算上措置可能であると宣明しているにもかかわらず、政府はなおこれを無視して、それが予算的措置を講ぜず、これら公共企業体、現業官庁の従業員の権利を全く無視いたしました暴挙をあえて強行いたしましたのであります。我が党は、仲裁裁定を完全に実施すると共に、公務員の給与ベースの引上げは勧告通り八月より実施し、苦しい年の瀬を迎えての期末手当一カ月分の支給、地域給、寒地手当の是正を主張しているものであります。負けた国

で経済の破壊の建直し急務の時、そんな鬱滞なことを言うなど言われるかも知れないが、我々は乏しきならば共に乏しきを分つ政治を欲する国民感情を知らなければならぬのであります。第十六国会において達達論まで出た予算編成のことを思い出したい。少数党内閣の政権維持の念願から、本予算審議の過程に、改進黨との野合修正によつて公党としての面目を丸つぶれにしてまでその延命を図つたことは、つい三カ月前のことでありました。驚いたことは、そのとき政府案は、船舶会社に對しましてその利子補給を十八年度からとして十三億計上されていたのが一躍百六十七億、そして二十五年年度遡及が決定した点であります。このことは、昨年度鑑賞本家に対し炭住融資の利子引下げを二十三年に遡つてなしたこと等曰く何会社、曰く何々と、洗つてみれば政党政献金のある会社ばかり、こういふことは平気で行える政府が、事、民生安定のためとなりますると、言を左右にして拒否してあるのであります。住むに家なく、食うに糧なく、働きたくても仕事のない失業者が巷に溢れております時、大衆はその住宅難なるがために、三畳に、四畳に、或いは六畳に五人、八人、十人ひしめき合つて暮らしてありますとき、なおこれらを顧みず、補正予算におきまして二十二億を削減した政府、大銀行、大会社のビルはどしどし建設

され、高級料理屋に高級自動車行列をなし、歓楽街は大繁昌、通勤電車は定員の二・六倍くらいで大衆が苦しんでおります時、乗用車は戦前の七万台が二十七年にはすでに十六万八千台で二倍半、而も殆んどはアメリカ製の高級自動車で、大衆には全く縁のない代物でございます。国民に耐乏生活を求める前に、道義の高揚を説く前に、みづから守るべきことを私どもは強く要望せざるを得ないのでございます。今や真実、我々はバスターが大砲かの二者択一の段階に立つております。改進黨は再軍備と社会保障は両立するとの主張であります。今こそそのような理屈は通らないのであります。防衛費が如何に莫大な予算を必要とするかといふことは、すでに諸兄の頭には判然といたしておると信じます。国民の前に真実を知らせること、真実を知りたいといふのが、今の国民の一人々々の欲するところでありました。昨日の予算委員会におきまして、中田委員が、信を失ふことはすべての終りであると、切々として政府に真実の答弁を求められました。まさにその通りで、最近の国民の政治に対する不信は、まさにその限度に達しているものであります。吉田総理は、二十一年六月、第九十回国会におきまして憲法審議のとき、戦争放棄に關する本案の規定は、直接には自衛権を否定してないが、第二項において、一切の軍備

と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も又交戦権も放棄したものであると答弁しております。

又、今日までの戦争は、多くは自衛権の名によつて始められた。自衛権による交戦権と侵略による交戦権とを分けることが有義であるとも答えて、全面的に戦争の放棄を言い切つておるのであります。ところが今日、再軍備はしないしと口にはされながら、事實は既定の事実を積み重ねられておることを考へてみて、国内治安のための警察予備隊が保安隊と変り、MSA援助の問題から起つて、近く自衛軍となるとやう。岡崎外相は、保安隊が直接侵略に對抗する任務を与えられてさへ憲法違反ではないと言明し、MSA協定の内容次第で保安隊の任務は変り得るものと、木村保安庁長官は言明をし、再軍備は今の国内経済力ではできない、又する段階ではないとしばしば繰返して来たと思ふと、自衛隊と呼んでも軍隊と呼んでもよいという妙な意見も飛び出して来ておるのであります。何を信じてよいやら、お先真暗で、手探りの状態に置かれておるのが現在の国民であります。まあ私も国会議員の国会審議においでする何事も知らされず、殆んど外国通信によつて知らされる実情であります。今回の池田特使の問題などは、余りにも国民を愚弄するやり方と言わざるを得ません。如何に黒を白とごまかすかということに、全努力、全

智能を捧つておられる様は、全く見てはいられないというのが、現吉田政府の姿でございます。国民いなく、主権在米、まさに至言と言わざるを得ないと思ひます。而も保安隊という、私生児だか混血児だかわからない集団のために、苦しい国民の血税がふんだんに使われて、国民生活を圧迫しております。

今回の災害予算にいたしましても、その予算がないことの理由で、千二百億を越す防衛関係未使用費がありながら、緊急を要する国民生活のために使用できないのは一体なぜでありましょう。而もこの防衛関係費こそが、明らかに平和憲法を蹂躪し、日本国民のささやかなる生活を根底から破壊させ、破壊、荒廃せしめる再軍備の根源をなすものであります。従ひまして、国民的災難である今期災害対策が軽んじられ、これが予算はインフレ要因となり、防衛費はインフレを来たさないという政府の考え方に反省を求め、今や世界情勢は戦争の危機は遠ざかつたため、誰のために、再軍備を急がなければならないか。平和な生活を求めやまない国民の悲願を代表し、又、

その言葉に、相手が嘘を言つたときには、「何だ、おまへは嘘を言つてゐる。やあ政府だ、政府だ」と、嘘の代名詞を政府だなどといつてゐる。(拍手)

政府の不信が意心にまで植え込まれることのないよう、この際、政府に猛省を促したいのであります。苦しくとも真実を国民に訴へる、その上に立つて国民の判断力により事が決せられる政治こそ、すべての国民が求めてやまないといふことを強く主張し、これらに對し全然正反對の方向へ導く政府の施策に反対し、且つ救済予算の名をなさざる本補正予算案に對し絶対に反対をいたし、討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 森八三一君。

〔森八三一君登壇、拍手〕

○森八三一君 私は緑風会の議員總會の決定に基きまして、只今議題となつております昭和二十八年年度の補正予算に對しまして、政府提出の原案に賛成をいたすものであります。

私もこの原案に賛成を表します。ゆえんは、去る六月、西日本を襲ひました大水害を始め、近畿地方の災害、更に第十三号台風と、相次いで未曾有の大災害によりまして、多数の被災者はその日の生活にも困窮をいたしております。そののみならず、北海道、東北を初めとしたしまして、冷害地の惨状はまさに言語に絶するものがあると思ふのであります。かような状況のために、国土の大半はまさに荒廃の中にさらされておりますことは極めて遺憾なことでございます。速かにこれが復旧復興を図らなければなりません。

こういうような關係のために、私どもは先に第十六特別国会におきまして二十有余の特別立法を行い、本国会におきまして、更にこれが補完的な意味からいたしまして、数種の立法をいたしたのであります。これが実施に必要なる予算的措置が講ぜられておりませんために、未だ以て計画的な復旧の作業が進展をみておりません。これがためにいろいろの問題が巻き起つておるといふ実情でありまして、被災者は勿論、國民もぞつて予算の早期成立を熱望いたしておる実情に鑑みまして、提案せられました予算の具体的な個々の内容について見ますれば必ずしも十分とは申しがたいものもございます。が、災害対策を速かに実施しなければならぬという國民的要望に應えなければならぬ趣旨によるのであります。

私はこの際、以下申述べます諸点につきまして、政府の深い反省と注意を喚起いたしたい次第であります。その第一は、本予算案が国会に提出せられまして、まだ実質上の審議に入りませんうちに、修正を見たことあります。勿論、各政党、各会派が政策上の協議をやつたり、その間に調整を図りますことに對して、何らの異議を持つものではございません。併し政府が確信を以て国会に提案せられましたものが議會のそとで協議せられ、いろいろな含みを持ちつつ修正を施されるというようなことは、見方によりまし

ては、まさに議會の審議を輕視するといふことにも相成るのであります。今回のようなこの取返しが憤慨となり、することは愚例と申さなければなりません。将来かようなことが前例となりませんことを強く望むものであります。例へば予算に具体化されてない事業が融資というやうな方法で國會の内容審議を待たずして推進され、それが次の年度における予算を拘束するといふやうな結果が生れますことではあります。即ち、災害復旧の年次計画、初年度二という計画を三に承認せられたといふことからいたしまして、百五十七億円の融資を以て処置をするといふことがござります。

第二に申上げたことは、政府も説明されておりますごとく、我が國最近の経済実情はインフレの傾向を否定するわけには参りかねるというのであります。これがために、財政規模の圧縮など万全の処置を講じてインフレを排除し、経済の自立を達成しよう、こう述べられておる。この基本的態度に對しましては全く同感でありまして、日本経済の安定、日本経済自立のためは懸命の努力をしなければならぬことは同感であります。といつて、それがために緊急に對処しなければならぬ災害の善後処理が制約を受けて放置せられますといふことも、これ又許されるべきことではないと存じます。極めてむづかしい問題ではあります。

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)外一件

るが、この両面は決して対立するものではなく、両立し得るものと存する次第であります。これがためには、ただ単に財政規模の圧縮ということを以て臨むべきではなく、産業の進展に必要な生産増強の経費は惜し気もなく出すべきであらうと思ひます。ただ不要のもの、不急のもの、或いは不生産的な経費の節減にこそ全力が指向せられなければならんと存するのであります。こういう意味におきまして、公共事業費、特に食糧増産経費を節減したことは、私どものとらざるところでありまして、甚だ遺憾に存する次第であります。第二次補正並びに明年度予算の編成に当つては、この点に十分留意せられまして、遺憾なきを期せられたいと存する次第であります。

第三に、今回の補正予算に示された五百億円と別途融資で措置せられます百五十七億円、合せて七百億円前後にならうと思ひますが、この程度の額では災害の復旧や冷害の対策に十分であるとは申上げかねるのであります。勿論、資材や労力や時間などの関係もあります。国民の復興復興意欲と関係者の努力によりまして事業の進展が図られますような場合においては、ここに成立いたします予算といふものに限定されることなく、第二次補正予算を行う等の決意を以て対処せられたいこととあります。大蔵大臣も、私の予算委員会における

質問に対し、かような場合においては財源を勘案しつつ善処したいと述べられておりますが、すでに昨日発表せられました十月十五日現在によりまする作況によりますれば、十月五日現在のそのものに比べまして、その生産見込量約百万石の減収となつておるのであります。なお本予算には計上されておられません新しく立法せられました海岸堤防の修復とか除塩の関係等の新しい法律に関連いたしまして、どうしても第二次補正は必至の状況にあると存するのであります。必要に応じまして第二次補正をされまことを特に申添えたいと存じます。

次に、百五十七億円の融資を初め、四十五億円の農災融資等、具体的に予算に計上されておられません部分を融資の措置に求められておるのであります。そうしてこれを資金運用部資金等がその原資として挙げられておるのであります。資金運用部資金の実情は、殆んど新規の需要に充てるような余裕は持つておらないように存じます。ただ単に気安めの融資措置を講ずるということでは事態の解決にはなりません。いやしくも議場を通じて約束せられました融資が円滑を欠くことが起こることがあります。大変なことになる次第でありますので、格段の留意をこの点に期待いたしますのであります。更にこれが金利の補給に対

する予算的措置を希望いたすものであります。更に農林資金は、主として農林中央金庫の余裕金を以て充てるということに相成つておりますが、年末から年始にかけまして、供米時期において農林中央金庫の余裕金が増加いたしますことは、農林金融の特異性と申しませんが、季節性に基くものであります。これに依存をいたすすることは甚だ危険と申さなければなりません。当面、余裕金を運用することは、これは止むを得ないことでございますが、農林金融に支障が巻き起りませんように対策を講立せられたいのであります。

最後に、会計検査院の報告に見ましても、災害関係におきましては、果によつては九〇%以上の不正不当が指摘されております。その他、大なり小なり、各府県にかくのごとき批難がなされておる次第であります。誠に遺憾の極みであります。今年の異常災害を受けまして行われます災害復旧事業が、従来のようなことで取り進められたいといたしますれば、恐らく数百億円にも上る不正不当が行われるのではなからうかと懸念に堪えません。これが防止のために万全の措置がとられなければならんと存するのであります。いやしくも不正が行われたり不当があらまらうな府県に対しましては、将来一切の助成を打ち切るとか、監察制

度を確立するとか、入札制度の改善を行ふとか、或いは助成などに特に関係の多い官吏の立候補制限など、いろいろ対策として考えられるものがあると思ひます。この際、政府は異常な決意を以て不正の絶滅を期せられたいのであります。

以上を以ちまして私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 森下政一君。

〔森下政一君登壇、拍手〕

○森下政一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、政府提出の補正予算原案に対して反対をいたします。

政府は、今国会を救済国会と唱へ、その提出いたしました補正予算を災害予算と呼んでおるようであります。このことは、六月以来、累次に発生いたしました水害並びに第十三号台風による災害、さては東日本一帯に亘る冷害、これらによる未曾有の巨大なる被害、これに万全の対策を講じ、又財政的に十分の措置を講ずるかのとき印象を手えるのであります。さて一たびその補正予算を取上げて内容を検討するに及んで、私どもは甚大なる失望を感じざるを得なかつたと共に、恐らくその内容が明白になるに従いまして、被災農民、被災国民は申すまでもなく、恐らくは全国民も多大の落胆を禁じ得ないものがあるであらうと考えるのであります。政府は今国会

召集のその当日補正予算を提出いたしたのであります。大蔵大臣は自信を以てこれの説明の任に当られた。而も三日を出してこの補正予算案を修正再提出するの態度を露呈いたしたのであります。これは申すまでもなく、保守三派の協定による、予算審議の場を離れての協定による申合せ、馴れ合い、これを突きつけられて、その前に屈し、これに迎合いたした修正案再提出となつたものであります。このこと自体は、保守三派並びに政府みずから国会の威信を傷つけたものと言わざるを得ないので、この点、先ず第一に私どもとしては到底容認しがたいものを感ずるのであります。(その通り)と叫ぶ者あり、拍手)

同時に又、今次の災害が未曾有のものであり、そのよつてこうむりました損失が恐らくは数千億を上廻るものであることは、何人もこれを否定せざるところでございます。これに对应いたします補正予算に盛り込まれた災害対策費は三百億円、冷害対策費が百十五億円、農業共済再保険費の一般会計よりの補填八十五億円、合計五百億と、これが即ち今次災害に对应せんとする補正予算の全貌なのであります。果してこれでこの未曾有の災害に対する初年度対策が完全に実施されると言ひ得るであらうでしょうか。又これに信頼を国民がかけ得るであらうでしょうか。今や被災地におきましては、殊に被災

農民は、その生活が困窮のどん底に陥りまして、聞くがごとくれば、子女を売りの止むなきに陥つておる者があり、或いは弁当を持たずして学校に通わなければならぬような子弟が漸く数多きを加えつつあると伝えられておりますが、果して政府は、哀れにも気の毒なるこれらの罹災農民、罹災民の姿が、真に目に映じておるでありましたら、私は誠に疑なきを得ないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 同時に又、今回の補正予算修正再提出に当りまして、災害対策費三百億圓として、当初の年度割に足らざる分百五十七億は資金運用部資金の融資に待ち、或いは又当初提案いたしました予算の説明によると、農業共済再保険費の補填は、これは今次の災害に鑑みまして恐らく支出が膨大なることを考え、百三十億は必要不可欠のものであつて、きり／＼の必要の最低費である。最低所要額である。かように予算説明書に明示しておりながら、三党協定を突きつけられると、忽ちにして四十五億を削減いたしました八十五億圓に切下げ、その削減いたしました四十五億もこれ又資金運用部の資金に依存しようといふことを明らかにいたしておるのであります。大蔵委員会におきましては、果してさうなことが可能であるか、資金運用部資金の金繰りの状態がどうなつておるかを知らないと考えまして、大蔵当局についてこれ

を質してみましたところが、年末を差控えて、その生活の窮乏、経済不振のために悩んでおります中小企業が必然的に要請する年末融資、それにすら十分を期することができないほどの哀れ貧窮なる状態であるということが明らかで、政府が説明するがごとくに、災害対策費に、或いは農業共済再保険費の充足のために、この資金を多分に充当するといふことは、到底不可能であるといふことが明らかに察知せられるのであります。若しかくのごときとするならば、この百五十七億、或いは四十五億というものは、只今の緑風会代表が万全を期するようにという注文を付けられたけれども、恐らくは単なる各目に終る閣下算に過ぎないと私は考えるのであります。(拍手)

同時に又、今回の災害対策がこれきりのものでなくして、ほんのちよつぱり頭を出しただけに過ぎないといふことは、これは何人も認めるところであります。やがて次年度におきましては、この頭より、より膨大な胴体が現われて来ることを考えなければならぬ。やがて手足が現われて来ることを考えなければならぬ。その胴体、その手足が現われたときに、これを一体どうして賄おうとせんとするものであるか。即ち、頭から、胴体から、手足、すべて一貫したところの災害対策の方針を確立いたしましたして、これに対する確固不動の、納得し得る財政処置といふものを説明することなしに、単にこの頭に対する賄いだけを承認せよといふことは、甚だ私は政府は無理を国会に強いておると考えるのであります。(拍手) 両度に亘りまして、大蔵大臣はこの壇上から補正予算の説明をされまして、けれども、胴体にも手足にも一言も触れることがなかつた。(「幽霊だ」と呼ぶ者あり) 誠にこの点におきまして私も私どもは多くの不満を感じるのであります。恐らくは、胴体が現われたとき、或いは手足が現われましたときは、今回の補正予算のように、税の自然増収、而もその大部分は勤労大衆の犠牲による自然増収だと思われるが、さういふものを以ては到底賄い切れるものでないといふことは極めて明瞭であります。その際一体如何なる財政措置を講ぜんとするものであるか。少くとも、今回の補正予算の審議に當つて、その根本的な方針を明示するところがなければならなかつたと思ふのであります。が、(拍手) その点においても甚だ政府の態度は欠けるものがあつたと、私はかように感ずるものであります。

更に又、インフレの防止、更に通貨の安定、これをすべての施策中核となす大蔵大臣は声明いたしましたして、その美名の下に極力予算の膨脹を阻止したい。従つて災害対策費等につきましても成るべく枠の拡大を来さないことに努めたと申すのであります。これに経費をより多く投ずることが直ちにインフレを高進するものごとく、或いは通貨の安定をみだるものごとくに説明されたのでありますけれども、思うに、災害対策、救済のために支出しますところの金というものは、農業生産力の復興、さてはその増強、やがてその結果、食糧増産に寄与するものであり、遠い将来を考えますならば、資本蓄積の源をなすものであることを考え、さういふ裏付けがあるものだといふことを考えるときに、ただ徒らにその支出を以て、直ちにインフレを高進せしめ、通貨安定をみだるものと断ずるのには、これは私は国民を愚弄するものであると考えるのであります。(拍手) 而も又その財源措置に鑑みまして私どもは到底承認することのできないのは、公共事業費を削減し、甚だしきは食糧増産対策費、これを合せて五十九億を削減し、或いは住宅金融公庫支出を十二億削減しておる。而もこれらをその財源に充当しておる点であります。今次の災害は天災にあらずして人災である世間で批判されているのは何がゆゑであるか。恐らくは、恒久的な治山治水対策を怠つて来たといふことが今回の災害の遠因をなしておるということに指摘しておるものでございまして、この点につきましては私どもも大いに政府と共に反省するところがなければならぬと考えるのであります。然るに、その肝腎の公共事業費を削減しようとする。

する。或いは現下の食糧事情に鑑みましても、食糧増産対策費のごときが必ず要欠くべからざるものであると考えるのに、それを削減して今回の災害対策に充てんとしておる。或いは本年算成立の場合には大いに得意がつて吹聴しました住宅公庫に対する出資の増額、即ち今もなお家なくして悩みつゝある戦争犠牲者を救済するものであるがごとくに吹聴しましたものの、本年度においては必要ないと唱えて、二十二億を削減して今回の財源に充当せんとするがごときは、戦災の犠牲者を曾つて喜ばしたものを削つて、今度又災害に悩む者にぬか喜びを与えんとする虞れがあるのであります。この点、私どもが到底承認しがたしとする点なのであります。(拍手) 先刻原議員から指摘されましたが、一体何がゆゑに防衛費の削減に手をつけないのであるか。何がゆゑに防衛費の削減をためらうのであるか。何に気がねしての躊躇であるのか。私は了解に苦しむのであります。(拍手) 防衛支出金、安全保障費、保安庁費、平和回復善後処理費、連合国財産補償費等、これらの昨年度からの未使用分、更に本年度に入りまして七月頃の残額を推計いたしますと、恐らく千九百億になん／＼とする金額であると考えるのであります。試みに保安庁費について見まして、当初予算の八百億のうち六百十六億も未使用分を残しておるという状態であ

る。これらのいわゆる既定経費であり、まして不急不要と思われるものを、なぜ削減するの勇氣を起さないのか。か。(拍手)誰に一体気がねしておるのか。私は、かようなものに手を着けることなくして、先刻申ししますように、或いは公共事業費を削減し、食糧増産対策費を削減し、住宅公庫に対する出資を削減せんとするがごときは、誠に本末を転倒する措置と考へるのであります。承服したい点であるのであります。若し国会が国の重要施策を論議する場であるといひますならば、私は、現下、国の内外に山積いたしておりますところの緊要なる課題について、国会がこれを取上げて政府の態度を明らかにせんと要請するのは当然であると思ふのであります。MSAの折衝の経過がどうなつたであろうか。人事院の勧告はいつ政府はどういう形でこれを採択して実施し、国家公務員並びに地方公務員の生活を守らんとするものであるか。これらに對しても政府の意向を質したい。或いはやがて年末も間近に迫つておることを思ひますならば、これらの勤勞者に対するところの年末手当を如何に予算化する考へを持つておるのであるか。物価騰貴は大蔵大臣みずから認められておるところである。その情勢の下において、経済的に窮乏する年末を差控えて、年末手当を如何にこれらに支給せんとするのである

か。政府は進んでその態度を明快にすべきであると思ふ。さては又、公共企業体關係の勞務者の仲裁裁定、これは當事者たちの言ひとによりますならば、資金上決して実施が困難でないと思ひます。これを果して実施する意図があるのであらうかどうか。或いは経済不況のしわざを今や一身に受けて悩んでおられますところの中小企業者、これらに對する切実なる要求である年末融資の問題を如何に解決せんとするのであるか。かように、山積しております問題に對して、国会のみならず、私がこれを取上げて、政府の態度を明快に知らんとすることは、理の當然であり、むしろ務めである、こう考へるのであります。政府があえて今国会を救済国会と呼び、提出いたしました補正予算を災害予算と銘打ちまして、国会の論議をこれのみに限定して、他のすべての問題に對して言葉を封じようと思はれます。これは、罹災農民を救ふことに急であり熱意があるためでなくして、実は根本的にその方針もきまつていない、(拍手)財政処理もきまつていないこれらの山積する問題に国会の論議の触れることを恐れて、これを回避せんとしたものと私は考へるのであります。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり

発表いたしました。岡野通産相は通産委員会におきまして、電力会社の増資要求が多くて、恐らくは明年度におきましては一般需用者に対する電燈料の値上げは回避することができないであらう、必至の情勢であると答へたと、これ又昨日の新聞が伝えております。右を向いても左を向いても、誠に国民生活に對しては暗い報道と言わざるを得ないのであります。かてて加えて、吉田総理みずからその資格を質されたのに對して、池田特使は個人的な使節である、こう言われておりましたものが、池田・ロバートソン共同声明を政府が承認したことを、駐米大使をして米側に申入れをせしめたということも、昨日の新聞報道で初めて知つたのでございますが、これに對して、今日の国会における各委員会での論議におきましては、政府はただ、池田・ロバートソン會議の結果、話合ひの大体わかつたことについて、やがて東京で會議することを承認せしめたというに過ぎないと弁解されておりますけれども、私どもの受けまします印象は、首相みずから国会においてみづからを偽り、國民を欺瞞したといふふうな印象の払拭しがたいものがあるものであります。(拍手)かくのごとく、誠意に欠け、欺瞞に満ち、災害対策に熱意も氣魄もない政府の編成いたしましたこの粗雑な予算に對しては、この公

式予算に對しては、私どもは反対せざるを得ないのであります。数多く不満を投げかけまして私の反対論議の結びといたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 木村精八郎君。

○木村精八郎君 私はこのいわゆる災害予算に反対いたすものであります。私は日中貿易促進議員連盟の派遣議員といたしまして、約一カ月新しい中国の偉大なる建設の實情を視察いたしました。去る三日歸つて参りました。そうしてこのいわゆる災害予算と取組んだのであります。私たち議員団一行は、中国の非常に大きな建設の一つである、永定河の官庁ダムを視察したのであります。この視察に當りましては、中国側はわざ／＼北京から褒台付きの三両編成の特別列車を我々議員のために提供されまして、殆んど國賓待遇のような形で、我々は厚遇を受けたのであります。その官庁ダムの建設は、幅三百六十メートル、長さ二百九十メートル、そしてその貯水量は十二億四千万立方メートル、非常に大きな建設なのであります。そしてその説明によれば、このいわゆる官庁水湖は、過去における最大の洪水、一九三九年の最大の洪水、これは天津にも水が来たわけでありまして、そのときの水量は、一秒間四千立方メートルの水量である。その過去の最大の洪水、

その倍の洪水を防ぎ得るだけの高さのダムであつたのであります。このダムの建設に當つては、これは二カ年間で完成したのであります。二年の冬を迎え、零下二十度の寒さの中でこの建設を完成したと言われたのであります。この結果、本年、中国においても相当の雨量があつた。洪水もあつたのであります。併しこのダム建設によつて洪水を食い止めた。そのために、非常に中国においては、本年は洪水はあつたのであります。全体として、昨年度は一億五千万トンの食糧生産、今年は一億六千万トンの食糧生産を確保し得ると言われておるのであります。増産になるのであります。こういう実情。淮河その他の建設について御承知の通りであります。水害も食いとめておる。食糧も増産になつておるのであります。こういう実情を、我々はこの目で、この耳で聞いて歸つて来て、この災害予算と取組んだのであります。

ところがどうでありますか、只今森下君も言われました。他の議員も言われましたように、日本では前古未曾有のこの水害、冷害によつて、食糧の生産は六千万石を遙かに割る、供出は二千万石を遙かに割る、重大な食糧の危機を來たしているわけでありまして、この原因は一体どこにあるのか。私はこの予算と取組んで、實際感概無量なんです。そしてこの五百十億の予算を

眺めて、財源がないわけではないのであります。而も五百十億で、こんな貧困な災害予算で、どうして日本の国土の荒廃を防止することができるのでありましょうか。実際感慨無量の感なきを得ないのであります。この原因は何であるか。これまでも各議員が予算委員会でこの本会議で十分論じました問題は、民生費或いは国土建設費が防衛費に食われておるといふことです。もう結論はこれでありました。問題は、従つてこの防衛費を削減して、そうして災害費或いは日本の国土の建設費に割くことができるかできないか、民生費にこれを振り向けるかできないか、いかどうか、この点にかかつているのであります。(中共の貿易とは違ふと呼ぶ者あり)少し冷静に皆様方新らしい中国を見ていらつしやい、失礼でありますけれども。(中共から教わつて来たのかと呼ぶ者あり)あなた方は失礼ですが見てはおられないのでしやう。このためにどういふ結果が起つてゐるか。この五百十億の災害予算の特徴として、第一に、被害総額が政府の報告では二千六百二十億、そしてこの国費所要額は一千五百六十四億と言われていますが、これに対して五百億の災害予算であります。併しこれは、実情を調査すれば、時がたつに従つてもつと被害総額は大きくなる公算が大きいのであります。従つて政府の所要額も多くなるであらうしやう。そうす

れば、この五百億の、この程度の予算でこの災害対策になるということは到底考えられない。非常な不十分な予算になつて来る。而もこの不十分な予算で、これではまず、国土が荒廃することは必然であります。而もこの予算を賄ふこの程度の予算の賄ひ方です。その財源対策を見ますと、先ほど藤原君や或いは森下君が言われたように、これは民生費を削つてゐるのであります。食糧増産対策費或いは又公共事業費、或いは住宅金融公庫に対する出資二十二億、こういうものを削つてゐる。更に又政府は、自然増収百七十億、こういうものに財源を求めておりますが、この結果、本年度の税金負担というものは著しく不均衡になつてゐることは御承知の通りです。すでに第一次の補正の時です。勤労所得税と申告納税との不均衡は甚だしいものであります。而もなお今度の自然増収は全部これは勤労所得税の自然増収であつて、申告納税はむしろ自然減収になつてゐる。従つてどういふ財源の賄ひ方、これは実に不均衡になつてゐるのであります。更に又、人事院の勧告は無視され、仲裁裁定も無視されてゐるのであります。こういう形で財源が賄われてゐる。これは一体どういふところから来ているか、池田・ロバートソンの会談、これを見れば明らかであるように、来年度は防衛費が膨脹して来ます。大蔵大臣もこれは認めておりま

す。二十九年度の予算編成は、これは大変であります。従つて、すでに防衛費の膨脹によるインフレを回避するそのために、インフレを防止するため、災害予算を削減し、圧縮し、そしてその財源が民生費の削減、或いは又国土建設費の削減になつてゐる。食糧増産対策費と公共事業費を削減してゐる。ここに「しわ」が寄つて来ておるわけですから。結局、結論から言へば、アメリカの要請による防衛費が殖える。即ちアメリカ国民の防衛負担を軽減するために、日本の国民が、生活の犠牲において、又国土建設の犠牲においてアメリカの防衛費を負担する、肩替りする、そういうことになるわけであります。この方針を今度の災害予算は貫いておると思ふのです。冷静に考えればはつきりとそのことは看取されるはずであります。従つて、もう問題は、はつきりしてゐるのであつて、防衛費を削らないで、防衛費をも削らないで、民生費も或いは災害復旧費も捻出できない日本の財政は、ここに今度の災害予算に直面して重大な危機にあるといふことは、これではつきりと、もうわかつたと思ふのです。

それでは今防衛費を殖やさなければならぬ情勢になつてゐるのであります。しやうか、世界の情勢はどうでありますか、むしろ朝鮮休戦後平和の段階に入つて来ている。平和の公算のほうが大きいのです。又中国が日本に攻めて来るといふ宣伝もありますが、実際中国においでになつて見れば、我々は各学校を見ました。大学、師範学校、小学校或いは又託児所、こういうところを見てもいいました。(軍隊はどうだ)と呼ぶ者あり)ところが、そこでは徹底的な平和教育をやつております。私は、その教育をやつてゐる、その教授をやつてゐるところを見たのだ。見せてもらったのであります。(軍隊は)と呼ぶ者あり)日本は自衛のためと言つてゐるが、まだ独立しておらない。従つて中国の独立してゐる軍隊とは違ふのです。(どこが違ふ)と呼ぶ者あり)従つて、こういう情勢の下において中国が日本に侵略して来る危険はない。ちつともそういう、秋毫もそういう危険はない。行つて御覧になればわかります。(笑聲)それなのに、どうして防衛費を殖やさなければならぬか。どうして防衛費を殖やさなければならぬか。冷静に考えれば、皆さん方も殖やさなくてもいいとお考えになつてゐるに違ひない。ところが、どうしてそう思つてゐるのにできないのであるか、独立しておらないからである。アメリカの要請によつて殖やされてゐる。ここに問題があると思ふ。従つて、どうしても独立下にならぬから、日本の民族がみづから自分の運命を決定できない、こういう情勢に置かれてゐる。そういう悲しむべき状態に置かれてゐることが、この貧困なる災害対策

費として現われて来ている。結論は私はここでありました。勿論この災害対策費は緊急を要しますけれども、緊急の名に隠れて、そして、今日本の財政経済は重大なる危機に直面してゐるのであつて、この根本的な対策と睨み合せてこの予算を組まなければ意味はないと思ふ。緊急の名によつて、基本的な今重大な段階であるところの日本財政経済の基本対策を、これを怠つてはならないと思ふ。そういう意味で、ただ緊急の名によつて、このような杜撰な、そして又実効の上らないやういふ予算を、我々は認めることはできないのであります。

私は、以上申述べました理由によりまして、この予算に反対し、そして世界の情勢に即した平和的な予算にこれを切り替へるべきである、そして防衛費を、これを削減して、そしてこれを災害予算或いは民生安定費に向けるべきだと思ふ。(笑聲)皆さん方はお笑ひになつておりますが、笑ふことは、最後に笑う者が最もよく笑うであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票を以て行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願ひ

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 身体障害者の完全雇用に關する請願外一件

ます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百九十九票。

白色票 百三十七票。

青色票 六十二票。

よつて本案は可決せられました。

〔拍手〕

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百三十七名

- 河野 謙三君 佐藤 尚武君
- 高良 とみ君 小林 武治君
- 小林 政夫君 楠見 義男君
- 岸 良一君 北 勝太郎君
- 上林 忠次君 加藤 正人君
- 片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
- 柏木 康治君 加賀山之雄君
- 井野 碩哉君 石黒 忠篤君
- 飯島通次郎君 赤木 正雄君
- 森田 義衛君 森 八三三君

- | | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 村上 義一君 | 溝口 三郎君 | 高橋 衛君 | 横山 フク君 | 龜田 得治君 | 田中 一君 |
| 三浦 辰雄君 | 前田 穰君 | 西岡 ハル君 | 重政 庸徳君 | 白井 勇君 | 竹中 勝男君 |
| 前田 久吉君 | 廣瀬 久忠君 | 小澤久太郎君 | 鹿島守之助君 | 清澤 俊英君 | 成瀬 晴治君 |
| 林 了君 | 早川 慎一君 | 木内 四郎君 | 藤野 繁雄君 | 小林 亦治君 | 森下 政一君 |
| 豊田 雅孝君 | 田村 文吉君 | 石村 幸作君 | 青山 正一君 | 小酒井義男君 | 佐多 忠隆君 |
| 館 哲二君 | 竹下 豊次君 | 秋山俊一郎君 | 入交 太蔵君 | 重盛 壽治君 | 江田 三郎君 |
| 高橋 道男君 | 高瀬莊太郎君 | 高橋進太郎君 | 仁田 竹一君 | 小林 孝平君 | 久保 等君 |
| 杉山 昌作君 | 新谷寅三郎君 | 加藤 武徳君 | 上原 正吉君 | 田畑 金光君 | 松澤 兼人君 |
| 島村 軍次君 | 深水 六郎君 | 郡 祐一君 | 山本 米治君 | 森崎 隆君 | 高田なほ子君 |
| 横川 信夫君 | 雨森 常夫君 | 西川甚五郎君 | 小野 義夫君 | 安部キミ子君 | 矢嶋 三義君 |
| 安井 謙君 | 伊能 芳雄君 | 平井 太郎君 | 堀 末治君 | 三輪 貞治君 | 岡田 宗司君 |
| 青柳 秀夫君 | 高野 一夫君 | 池田幸右衛門君 | 島津 忠彦君 | 中田 吉雄君 | 藤原 道子君 |
| 西川弥平治君 | 石井 桂君 | 松野 鶴平君 | 小林 英三君 | 小笠原三男君 | 菊川 孝夫君 |
| 井上 清一君 | 関根 久蔵君 | 草葉 隆圓君 | 泉山 三六君 | 若木 勝蔵君 | 山田 節男君 |
| 川口爲之助君 | 吉田 萬次君 | 黒川 武雄君 | 石坂 豊一君 | 東 隆君 | 内村 清次君 |
| 酒井 利雄君 | 佐藤清一郎君 | 井上 知治君 | 岩沢 忠恭君 | 三橋八次郎君 | 羽生 三七君 |
| 剣木 亨弘君 | 森田 豊壽君 | 後藤 文夫君 | 木村篤太郎君 | 千葉 信君 | 三木 治朗君 |
| 宮本 邦彦君 | 長谷山行毅君 | 野本 品吉君 | 最上 英子君 | 山下 義信君 | 加藤シヅエ君 |
| 宮田 重文君 | 滝井治三郎君 | 三浦 義男君 | 三好 英之君 | 市川 房枝君 | 戸叶 武君 |
| 田中 啓一君 | 大矢半次郎君 | 深川タメエ君 | 武藤 常介君 | 曾根 益君 | 松永 義雄君 |
| 石川 榮一君 | 岡崎 眞一君 | 寺本 廣作君 | 圓 伊能君 | 鈴木 一君 | 加瀬 完君 |
| 松本 昇君 | 石原幹市郎君 | 紅露 みつ君 | 八木 幸吉君 | 千田 正君 | 天田 勝正君 |
| 植竹 春彦君 | 岡田 信次君 | 有馬 英二君 | 堀木 謙三君 | 長谷部ひろ君 | 木村彌八郎君 |
| 松岡 平市君 | 大谷 登潤君 | 松浦 定義君 | 菊田 七平君 | 上條 愛一君 | 松浦 清一君 |
| 一松 政二君 | 西郷吉之助君 | 鶴見 祐輔君 | 一松 定吉君 | 棚橋 小虎君 | 堀 眞翠君 |
| 中川 幸平君 | 左藤 義詮君 | 松原 一彦君 | | | |

反対者(青色票)氏名

- 近藤 信一君 永岡 光治君
- 藤田 進君 大和 興一君
- 湯山 勇君 栗山 良夫君
- 秋山 長造君 阿具根 登君
- 永井純一郎君 大倉 精一君
- 河合 義一君 岡 三郎君

○議長(河井彌八君) 日程第四百一十一及び第四百十二の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員長栗山良夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今議題となりました請願の労働委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。請願第九十号、身体障害者の完全雇用に關する請願は、結核回復者の就職、復職については、未だ社会は十分な理解がないため、療養者は前途に希望が持てないから、これら身体障害者に対し、国家的施策による完全雇用を実現することを要請してあるのであります。次に、請願第七十五号、広島県地区英連邦軍関係日本人労働者の取扱に關する請願は、国連協定の締結時に、英連邦軍関係労働者の労務管理方式を、米國駐留軍労務者と同様、日本政府雇用とすること、及び雇用関係切替の際にも全員引続き雇用を継続することを要請してあるのであります。

以上請願二件は、いずれもその願意をおおむね妥当なものと認めてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願は、全会一
致を以て採択し、内閣に送付すること
に決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に
追加して、委員会の審査及び調査を閉
会中も継続するの件を議題とすること
に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。

内閣委員長から、行政機構の整備等
に関する調査、

人事委員長から、国家公務員の給与
問題に関する調査、

地方行政委員長から、地方行政の改
革に関する調査、

法務委員長から、検察及び裁判の運
営等に関する調査、

外務委員長から、国際情勢等に関す
る調査、

大蔵委員長から、協同組合による金
融事業に関する法律等の一部を改正す
る法律案、租税特別措置法の一部を改
正する法律案及び公共企業体等労働関
係法第十六条第二項の規定に基き、国
会の議決を求めるの件(印刷事業)、同
(日本専売公社)、同(造幣事業)の審査、
並びに租税、金融制度及び専売事業等
に関する調査、

文部委員長から、勤労青年教育振興
法案の審査、並びに教育、文化及び学
術に関する一般調査、

厚生委員長から、社会保障制度に関
する調査、

農林委員長から、臨時疎安需給安定
法案及び公共企業体等労働関係法第十
六条第二項の規定に基き、国会の議決
を求めるの件(国有林野事業)の審査、並
びに農林政策に関する調査及び食糧政
策に関する調査、

水産委員長から、水産政策に関する
調査、

通商産業委員長から、疎安工業合理化
及び疎安輸出調整臨時措置法案及び公
共企業体等労働関係法第十六条第二項
の規定に基き、国会の議決を求めるの
件(アルコール専売事業)の審査、並び
に通商及び産業一般に関する調査、

運輸委員長から、公共企業体等労働
関係法第十六条第二項の規定に基き、
国会の議決を求めるの件(日本国有鉄
道)の審査、並びに運輸一般事情に関
する調査、

郵政委員長から、公共企業体等労働
関係法第十六条第二項の規定に基き、
国会の議決を求めるの件(郵政事業)の
審査、並びに郵政事業の運営実情に関
する調査、

電気通信委員長から、公共企業体等
労働関係法第十六条第二項の規定に基
き、国会の議決を求めるの件(日本電
信電話公社)の審査、並びに電波行政
に関する調査及び電気通信事業運営状
況に関する調査、

労働委員長から、けい、肺法案及び勞
働基準法の一部を改正する法律案の審
査並びに労働情勢一般に関する調査、
建設委員長から、建設行政に関する
調査、

経済安定委員長から、日本経済の安
定と復興に関する調査、
予算委員長から、昭和二十八年年度予
算の執行状況に関する調査、

決算委員長から、昭和二十六年一
般会計歳入歳出決算、昭和二十六年
特別会計歳入歳出決算、昭和二十六年
度政府関係機関決算報告書の審査、並
びに国家財産の経理及び国有財産の管
理に関する調査、

議院運営委員長から、議院の運営に
関する件の審査、
図書館運営委員長から、国会図書館
の運営に関する件の審査、

について、それら継続審査及び繼
続調査の要求書が提出されておしま
す。各委員長要求の通り委員会の審査
及び調査を閉会中も継続することに御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。よつて各委員長要求の通り委
員会の審査及び調査を閉会中も継続す
ることに決しました。

これにて散会いたします。
午後十時二十七分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 社会保険審査会委員
長及び同審査会委員の任命に関す
る件

一、日韓問題解決促進に関する決議
案

一、日程第二 日本国における国際
連合の軍隊に対する刑事裁判権の
行使に関する議定書の締結につい
て承認を求めるの件

一、日程第三 日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障条約第三条
に基く行政協定に伴う刑事特別法
の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本国における国際
連合の軍隊に対する刑事裁判権の
行使に関する議定書の実施に伴う
刑事特別法案

一、日程第五 市町村農業委員会の
委員及び都道府県農業委員会の委
員の任期延長に関する法律の一部
を改正する法律案

一、日程第六 奄美群島の復帰に伴
う法令の適用の暫定措置等に関す
る法律案

一、農業共済再保険特別会計の歳入
不足を補てんするための財源措置
等に関する法律案

一、昭和二十八年度における特別儲
蓄復旧特別会計の交付金の支払財
源に充てるための資金運用部から
する借入金に関する法律案
一、日程第七乃至第八十七の請願

一、日程第四百三十三乃至第四百六
の陳情

一、日程第八十八乃至第九十の請
願

一、日程第四百七十七の陳情

一、日程第九十一乃至第九十三の請
願

一、日程第四百四十八の陳情

一、日程第九十四及び第九十五の請
願

一、日程第九十六乃至第九十八の請
願

一、日程第四百四十九及び第五百十
の陳情

一、日程第九十九乃至第三百三十六の請
願

一、日程第五百五十一乃至第五百五十三
の陳情

一、日程第三百三十七の請願

一、日程第三百三十八乃至第四百四十
の請願

一、昭和二十八年六月及び七月の大
水害により被害を受けた地方公共
団体の起債の特例に関する法律等
の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年台風第十三号によ
る被害農地の除塩事業に対する特
別措置法案

一、昭和二十八年六月から九月まで
の風水害地域におけるソーター
ポート競走法の特例に関する法律
案

昭和二十八年十一月七日 参議院會議録第六号 議事日程追加の件 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

昭和二十八年十二月七日 参議院會議録第六号

一、昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

一、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年年度一般会計予算補正(第1号)

一、昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第1号)

一、日程第四百一十一及び第四百四十二の諸議

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員
河野 謙三君 佐藤 尚武君
高良 とみ君 小林 武治君
小林 政夫君 楠見 義男君
岸 良一君 北 勝太郎君
上林 忠次君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
柏木 康治君 加賀山之雄君
奥 むめお君 井野 碩哉君
石黒 忠篤君 飯島連次郎君
赤木 正雄君 山川 良一君
森田 義衛君 森 八三二君
村上 義一君 落口 三郎君

三木 與吉郎君 三浦 辰雄君
前田 穰君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 林 了君
早川 慎一君 西田 隆男君
中山 福藏君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 土田 國太郎君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
高瀬 莊太郎君 杉山 昌作君
新谷 寅三郎君 島村 軍次君
深水 六郎君 横川 信夫君
雨森 常夫君 木村 守江君
安井 謙君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川 弥平治君 石井 桂君
井上 清一君 関根 久藏君
川口 爲之助君 吉田 萬次君
酒井 利雄君 佐藤 清一郎君
劍木 亨弘君 森田 豊壽君
谷口 弥三郎君 宮本 邦彦君
長谷山 行毅君 宮田 重文君
滝井 治三郎君 田中 啓一君
大矢 半次郎君 石川 榮一君
岡崎 眞一君 松本 昇君
石原 幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 松岡 平市君
大谷 盛潤君 一松 政二君
西郷 吉之助君 中川 幸平君
北村 一男君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中山 壽彦君
中川 以良君 山縣 勝見君
吉野 信次君 大屋 晋三君
津島 壽一君 大達 茂雄君

青木 一男君 大野 秀次郎君
小瀧 彬君 古池 信三君
桐原 孝君 大谷 賢雄君
高橋 衛君 横山 フク君
西岡 ハル君 重政 庸徳君
小澤 久太郎君 鹿島守之助君
木内 四郎君 藤野 繁雄君
近藤 信一君 石村 幸作君
青山 正一君 秋山 俊一郎君
入交 太蔵君 高橋 進太郎君
仁田 竹一君 松平 勇雄君
永岡 光治君 加藤 武徳君
上原 正吉君 郡 祐一君
山本 米治君 西川 基五郎君
小野 義夫君 藤田 進君
平井 太郎君 堀 末治君
池田 宇右衛門君 島津 忠彦君
大和 與一君 湯山 勇君
松野 鶴平君 小林 英三君
草葉 隆圓君 泉山 三六君
黒川 武雄君 石坂 豊一君
岩沢 忠恭君 栗山 良夫君
秋山 長造君 阿貝 根登君
海野 三朗君 永井 純一郎君
小松 正雄君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
亀田 得治君 田中 一君
白井 勇君 竹中 勝男君
滑澤 俊英君 成瀬 幡治君
小林 亦治君 森下 政一君
小酒井 義男君 佐多 忠隆君
重盛 壽治君 江田 三郎君
小林 孝平君 久保 等君

田畑 金光君 松澤 兼人君
森崎 隆君 高田 なほ子君
安部 キミ子君 矢嶋 三義君
三輪 貞治君 岡田 宗司君
堂森 芳夫君 中田 吉雄君
藤原 道子君 小笠原 三三男君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
山田 節男君 東 隆君
内村 清次君 松本 治一郎君
三橋 八次郎君 荒木 正三郎君
羽生 三七君 野澤 勝君
千葉 信君 三木 治朗君
山下 義信君 加藤 シヅエ君
後藤 文夫君 市川 房枝君
戸叶 武君 篠森 順造君
木村 篤太郎君 野本 品吉君
石川 清一君 最上 英子君
三浦 義男君 三好 英之君
曾根 益君 松永 義雄君
深川 タマエ君 武藤 常介君
寺本 廣作君 園 伊能君
平林 太一君 八木 秀次君
紅露 みつ君 八木 幸吉君
鈴木 一君 加瀬 完君
千田 正君 天田 勝正君
有馬 英二君 堀木 謙三君
松浦 定義君 菊田 七平君
長谷部 ひろ君 木村 福八郎君
上條 愛一君 松浦 清一君
棚橋 小虎君 鶴見 祐輔君
一松 定吉君 松原 一彦君
堀 眞琴君

國務大臣 吉田 茂君
内閣総理大臣 犬養 健君
法務大臣 岡崎 勝男君
外務大臣 小笠原 三九郎君
大蔵大臣 大達 茂雄君
文部大臣 山縣 勝見君
厚生大臣 山縣 勝見君
農林大臣 保利 茂君
通商産業大臣 岡野 清豪君
運輸大臣 石井 光次郎君
郵政大臣 塚田 十一郎君
労働大臣 小坂 善太郎君
建設大臣 戸塚 九一郎君
國務大臣 安藤 正純君
國務大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 大野 秀次郎君
國務大臣 木村 篤太郎君
政府委員 青木 正君
自治政務次官 三浦 寅之助君
法務政務次官 小瀧 彬君
外務政務次官 河野 一之君
大蔵省主計局長 森永 貞一郎君
農林政務次官 篠田 弘作君
建設政務次官 南 好雄君

一二八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
（送料別）
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三〇〇至三三〇五
振替東京一九〇〇〇〇〇〇